





政令によりまして所要の手続を経て対象業種を指定していくことになります。

また、すそ切り基準につきましてはこれまでに実施されましたP.R.T.R.のパイロット事業を含む化学物質の取り扱いに関する実態調査、あるいはまた制度の運用開始までにさらに詳細な調査を行なう予定でありますけれども、こうした結果を踏まえまして、また欧米の制度におきますすそ切り基準も参考にいたしまして、従業員規模あるいは対象物質の取扱量に着目したすそ切り要件等をこれまで政令で設定させていただきたいというふうに考へておるところでございます。

ちなみに、例えば我が國の小規模企業、これは

中小企業基本法で決まつておるわけでござります。

けれども、従業員規模は二十人以下ということになつておりますので、そういうふうに思つておられます。

○山下善彦君 次に第三点目には、法案の第三条

に規定をされております化学物質管理指針、これについて伺いたいと思います。

事業者の化学物質管理の改善がより促進される

よう、化学物質管理指針というガイドラインを

環境省並びに通産省で設定されました。これのみならず、関係省庁との協議を経て策定するという

ことが今回の法案のP.R.T.R.の特色の一つであろ

うかと、こんなふうに思つておられるのか、この第三条に規定をされております化学物質管理

指針によつて、どのように化学物質の管理の改善を促進されていかれようとしておられるのか。例えれば、排出管理目標という具體的なものを設定で

もするのかなど、こんなふうに思つておられます。

○政府委員(河野博文君) 御指摘のこの法案にお

きます化学物質管理指針におきましては、事業者

によります化学物質の管理の改善を促進し、環境

の保全上の支障を未然に防止するために留意すべ

き事項をガイドラインとして提示することによりまして事業者によります自主的な化学物質の管理の改善が効果的、効率的に促進されることを意図

したものでございます。

した

もの

で

す。

具体的には対象化学物質の取り扱い実態などを

勘案して定めていますが、例え

ば洗浄工程あるいは反応工程といった主要なプロ

セスごとに設備の改善、管理の方法に関する技術

的な指針あるいは留意事項、また回収、再利用の

方法などについて策定をしていく予定でございます。

た。

例え

ば

第三条第一項の第一号では、結果的に排

出の抑制に寄与するような事項を定めていくこと

にならうと思いま

す。

ただ、これは削減目標とかあるいは排出管理目

標といったようなものを想定しているということ

ではございません。

○山下善彦君 この辺は、具体的にどういうふう

に進めていくかというのが本当の当事者になります

とい

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う</

そういう意味では、少しこれまでの伝統的な役所の力関係の中に埋もれてといいましょうか、若干環境庁の方々の心情がにじみ出過ぎているな。これからはもうこういうものはやめて、勇猛果敢に先頭に立って、世界に例のないことでも必要であれば始めていただきたい。二十一世紀に向かって我が国は環境についてまさに世界をリードする国にならなければいけないわけありますから、ぜひともそのようにお願いをしたいと思うわけであります。これは注文でございますので、後でまたまとめて感想をお聞かせいただければ結構であります。

そして、この法案を進めていくに当たって、ある意味では日本人の最も不得手な部分を含んだ法案かなと思うわけであります。何かと申しますと、これは非常に科学的に進めなければいけないものなんですね。だれかが危ないぞと言うとみんな危ないというようなことでは困るわけです。ところが幸か不幸か、日本人はという言い方は余り好きではないんですけど、我々はどうしても何かマスクでこう言わるとその気になってしまって、おかしいおかしいと言いながらどんどんそっちへ行ってしまう。全然関係ありませんが、サッチャー駆動なんというのはまさにそういうところがあるわけであります。非常に風評に惑わされやすい国民性というのを持つていてるわけで、それは我々一人一人が心しなければいけないわけであります。技術的に科学的に知見をうんと積み重ねていって、そして危なげのない判断をしていかなければいけない。

この法案は、危ないと思われるものは対象にしますというわけですが、危ないと思ふか思わないかという部分が非常に大事です。それは、そこを判断するために地道な非常に長い努力が必要なわけで、そういう意味で我が国にとっては、我が国民にとっては運用が非常に難しい法案だと思うわけであります。心してやらなければいけないなということを感じます。

そういう意味で、これも過日の某テレビ局の報

道でダイオキシン騒動がございましたが、非常に国民の間で環境ホルモンについて関心が高まっているわけであります。この環境ホルモンについて、これも外国の方がうんと出足が早かったのだろうと思いますが、国内・国外問わず科学的知見の充実を図っているというふうに聞いております。我が国でもやられているのではないかと思うわけですが、具体的にその内容がどんなものなのか、お伺いをしたいと思います。

○政府委員(岡田康彦君) 御質問にお答えいたします。

いまして、いわゆる内分泌擾乱作用を持つ物質について幾つかの指摘がありまして、私どもも専門家に世界的に文献を当たつてもらつて、それなりに根拠があるというものの六十七物質をもう既に列挙させていただいているわけがありますが、その六十七物質について具体的にどれくらい、どういうような内分泌擾乱作用があるのかということについては必ずしもまだ確かではありません。その六十七物質につきましても、こうした物質は今後の調査研究の過程でさらにふえていくことが予想され、また今後の調査研究の推進によって擾乱作用の強弱あるいは有無が一層明らかにされていくものと期待されると、このような形でまとめさせさせていただいている次第であります。

実は、内分泌擾乱作用の有無及び強さを確認するための試験方法も確立されていない状況にございます。そのためにOECDを中心としたまして行なわれています国際的に統一された試験方法の開発に積極的に貢献するとともに、内分泌擾乱作用が疑われている物質の作用メカニズムの解明や因果関係の究明のための研究、それらの環境中の存在状況に係る実態調査等を鋭意進めているところでございます。

具体的にちょっとOECDのことを言いますと、日本、米国、欧州等で分担してまずスクリーニング手法そのものを考えていく。これは、簡便にある特定の物質についてまず内分泌擾乱作用

増殖アッセイというのを中心的に分担しよう。これはラットに特定の物質を与えて、それによって子宮増殖、子宮が大きくなるというようなことがあるかどうかというのを一つのチエック項目として考えよう。もちろん、それ以外にもいろいろと同じような齧歯類で雄の生殖機能低下というのがある。これは、例えばアメリカが中心にやろうとかそんなふうにいろいろ分担をして、まずスクリーニング手法のところから今現在取り組みに入っているところでございます。

○脇雅史君 どうもありがとうございました。

お話を伺っていますと、疑わしい物質は数多くあって、それが実態的にどんなものなのか調査中だということで、どのくらい疑わしいかどのくらい危ないかということがわからない状態ですかね。余りいたずらに騒ぐのはどうかな?という感想を持つわけであります。決して油断はできないわけで、着実にその中身について試験研究を進めていかなければいけないというふうに思います。

私は、こういう話をしていると頭に浮かぶことがあります。環境ホルモンは危ないかもしけない。ところが、杉花粉なんですねけれども、杉花粉というのは毎年何百万人、一千万人ぐらいいるかもしれません。春先になるとみんな鼻をぐじぐじして、ひどい人は寝込んでしまう、大変な被害を受けているわけです。それは、ダイオキシンの物質も大事なんです。花粉症で死ぬ人はいないからいいのかどうかわかりませんが、国民の大多數が、ある意味ではこれも環境問題だと思うわけですからね。そういうことについて我が国においてそれがどう考へているのか。厚生省なのかも知れませんし、そういった抗アレルギー剤みたいな対応もあるんでしようし、杉花粉そのものをどうしていくのかという問題もあるんでしようが、現実に国民が被害をこうむっている。これはあやしいという段階じゃないんですね、既に現実に被害が出ている。

そういうことについて研究なされているかど  
うかわかりませんが、ただ手をこまねいて見てい  
るというのは、これは行政の立場としてはおかし  
いのじやないか。やはりそういうところに非常に  
鋭敏であつてほしい。困る人が将来出るかもしれない  
ないからやるというのも大事ですけれども、そり  
ではなくて、現実に困っている問題があればそれ  
を取り上げてやるような、そういう態度を持つた  
役所でなければいけないと思うわけであります。  
そういう意味でますます前向きに、この場で杉  
花粉をどうするんだということを質問する気はござ  
いませんが、一つの例として本当に困っていると  
人がいる場面ではどんどん進めていただきたいと  
思うわけであります。

環境ホルモンに話を返しますと、非常に中身が  
難しそうなんですが、先ほどお話をいただきまし  
たけれども、もう少し具体的に現在使われていま  
す環境庁や他省庁における予算とか組織体制、わ  
かる範囲でどんなものなのか、教えていただきたい  
い。

○政府委員(岡田康彦君) 環境庁の取り組みにつ  
いてまず御説明申し上げたいと思いますが、環境  
ホルモン対策の関係予算でございますが、平成十  
一年度約十六億円を予算計上させていただいてい  
ます。

その内訳といたしましては、まず先ほども申し  
上げましたが、内分泌擾乱作用の試験法の開発と  
いうのを中心には三億五千万ぐらいのものを予定し  
ています。それからまた生態影響、健康影響、環  
境中の挙動等に関する調査研究に七億円余を予定  
しております。それから、国立環境研究所におき  
ます基礎研究及び研究施設の整備等で五億五千萬  
ほどのものを予定しております。それから、もち  
ろん関係省庁間で重複が起らないようにといふ  
ことで連絡会議を持っておりまして、それぞれの  
分担をしながらやっております。

それから、各省庁の予算でございますが、全体  
的には私どもの十六億を合わせましてトータル七  
十三億九千万、七十四億弱ぐらいのものになつて

おります。大どころで申しますと、科技庁であるとか厚生省であるとか農林水産省でございます。

ございましたが、再度で恐縮でございますが、長  
官の所信をお伺いしたいと思います。

う準備を整えておるわけであります。まさに先生おっしゃるように、環境省になつた以上はどこの国にも負けない対策を講じていかなきやならぬ

○政府委員(河野博文君) 対象化学物質につきましては、御旨商のとおり人の健康あるいは生態系

それから、組織体制でございましたが、和田ともとの部内では企画調整局の中に環境保健部というののがござりますので、その保健部が中心となりまして、大気保全局、水質保全局、自然保護局及び国立環境研究所が一丸となつて環境ホルモン対策を取り組んでいる状況にござります。

（西村）（略）現地で何が問題か、何をやるべきか、何をやるべきではないか、など、議論を重ねてきました。現在大きな政治課題、また社会問題でもあるわけでありまして、これらに適切に取り組んでいかなければならぬということで、昨年末、京都におきまして世界の環境ホルモン会議を開催させていただいたわけであります。

い、こう考えておる次第であります。より一層の御支援をお願いいたしたいと思つておる次第であります。

の影響、こういったこととの因果関係の判明の程度にかかわりませず、動物実験等によってこれらの有害性について一定の科学的知見が得られておりまして、その製造、輸入、使用または生成の状況などから見て、環境中に広く存在していると考へられる物質につきまして、化学物質の管理の文

十四億円と、いうようなお話をしたけれども、こういう予算は急に倍にしろと言つても、人の問題もありましようし、なかなかそれが適切かどうかわかりません。ただ、我が国の置かれた立場からすればもうちょっとやつてもいいのではないかといふ印象を持つわけあります。少し将来を見据えて、環境庁は省になるに当たつて人員増も頑張るといふことがありますから、その辺もひっくるめて予算もふやすようにすればいいと思うんです。

今までの役所の体質でありますと、大蔵省のおかげでといいましようか大蔵省が予算全体を見るということで、そこからなかなか抜け出せないと、いう部分が現実の問題としてあるのだと思うんですね。これはただ一概に大蔵省を責めればいいといふ話ではないんですが、現在の行革の中いろいろな方についても若干は変わっていくのではないかというふうに思つております。

私が國が開催地であるとして、世界の目を惹く大規模な国際会議となることをめざして、多くの皆様の御参加をいたしまして、いろいろな意見をちょうだいいたしました。しかしながら、概して、意見の相違は大きくまとまりがないということが現実の結論であつたわけでありまして、それではまかりならぬということで、実は平成十一年度予算の中でも世界大会の第二回会合を日本で開催していただくべく手配いたしたところであります。今年の十二月九日、十日、十一日と三日間を予定させていただいておるわけであります。ですが、その場におきましても、世界の知見者を集めまして、環境ホルモンの問題ならば日本に来れば大丈夫だ、日本国から発進するんだというような意気込みを持つてこの会議を開催させていたただこうと思っておるわけでありまして、先般開かれましたG-8の環境大臣会合におきましても、その意を世界各国の皆さん方にお訴えさせていただけで、ぜひ協力をお願いしたいと申したところであります。

○鷹雅史君　どうもありがとうございました。  
長官の意気込みはかねてより重々承知をしてお  
るところであります。が、意気込みが環境廳職員の  
方々の隅々まで行き渡ることを希望いたしたいと  
思います。

さて、この法案の運用上非常に大きなポイント  
となると思われるところ、法案の第一條、「これは  
「定義等」でござりますが、その第一項第一号で、  
「人の健康を損なうおそれ又は動植物の生息若し  
くは生育に支障を及ぼすおそれがあるものである  
こと。」というふうな規定があるわけであります  
が、こここの部分の判断をどのようにしていくの

善の促進と環境保全上の支障の未然防止の観点から選定をすることといたします。

具体的には、内外の化学物質に関する科学的情見を収集いたしまして、また他国のPRTTRの施行状況等も当然参考にいたしまして、法案第十八条の規定に従いまして、専門的情見を有します方々によって構成される審議会の意見を伺い、またパブリックコメントなどの手続に従つて広く国民の皆さん一般の意見を求めた上で政令によつて定めるということです。

したがいまして、御指摘がありましたような業界もその一例かと思いますが、特定の利害関係者の意見が優先されるということではなかろうと、いうふうに思つております。

○脇雅史君 ゼひそのように運用をしていただきたいと思うわけありますが、実際の運用で大事なことは、今言われたようなことが国民の間に情報として出されることだらうと思うんです。

大槻のところは大して変わらないようにも思いますが、いずれにしても政治主導で少し予算のあり方についても踏み込んでいこうという方向のようになりますから、環境に関する予算の獲得ということについては、この委員会、皆さんほかの場面でもございましたが、みんなで力を合わせて必要なものはどうということになりますから、余り遠慮なさらずにどんどんこれもまた進めていただきたいというふうに思うわけであります。

そんなことで、我が国の受け入れ態勢としましても、この平成十年度補正におきまして、約四十億をかけまして環境等と申しましようか、環境ホルモン等をつくばの方に設置するよう予定いたしました。それがあたためにということで、私も現場を視察いたわがでありますけれども、まだまだ人手不足でございまして、研究者を早急に集めなきやならないと思つておるわけであります。反対に研究者がいるわけであります。

か。先ほどもちょっと申し上げましたが、ここに至るまでに相当幅広い、すそ野の広い試験研究部門がなければいけないと思うわけであります。が、具体的にどんな状況になつたらどういう判断を下すのか、産業界の意向を受けて少し判断が後ろ向きになつていくのじゃないかというようななぞそれを持つていている方も相当いると思うんです。そういうおそれを払拭していただくということが非常に大事だと思うわけですが、科学的

この法案をやっていく中で、PTRの対象物質に環境ホルモン関係をどうするかということも、ひっくりぬまして、先ほど山下委員からもお話を

引き抜かれるような状態になつてしまつておるわけでありまして、これらの問題についても検討しないやならないわけでありますけれども、そういう

知見に基づいて厳正に選定が行われるということ  
が極めて大事なわけですが、今どのぐらい  
具体的にできているのか、お伺いをしたいと思いま

○政府委員(岡田康彦君) まず、私の方からお答  
したいと思います。

P.R.T.R制度を円滑に運用していくためには、事業者の化学物質の管理状況やP.R.T.Rによつて得られましたところの排出量情報などを国民にわかりやすく説明し、理解の増進を図ることが極めて重要なことだというふうに考えております。し

まことに、御指摘のようご、國民、事業者、地方政府の立場からいたしまして、本法案では、まず事業者が自身が負担する事務を規定しております。その際、事業者が留意すべき指針を国が定めて公表するというような工夫をしておられるわけであります。

共団体などが化学物質に関するさまざまな情報を共有できることが大事であると思っておりまして、国が化学物質に関するデータベースを整備し、その利用促進を図ることを規定していると

○政府委員(河野博文君)　この法律が施行になりますれば、私どもは環境庁と全面的に協力をしながら進めることがありますので、やや重複したことになりますので申し上げることになるかと思いますけれども、御指摘のとおり化学物質に関する国民の理解の増進は重要な課題であると私どもも認識しているところです。そのため、事業者の方々も

さんが国民の皆さんに対して行ないますリスクコミュニケーション活動、情報提供活動でございますが、地方公共団体等とも連携しながら支援をしてまいりたいというふうに考えております。

具体的には、リスクコミュニケーションが円滑に実施されるための基礎的なものを整備する一環といたしまして、化学物質に関する有害性データ

ベースの整備、国や中小企業団体による中小企業に対する人材育成を通じて事業者の皆さんに化学物質全般に係る情報をわかりやすい形で提供できるようになります。また、例えば事業者からの要請があれば、リスクコミュニケーションの場に専門家を派遣するなども含めまして、地方公共団体とともに連携を図りながら事業者の活動を積極的に支援してまいりたいというふうに考えております。

○脇雅史君 大変優等生的なというか立派なお答えをいただきて、そのとおり運用されれば間違いがないというふうに確信をいたします。

いずれにいたしましても、相手は目に見えない化学物質でござりますし、この問題だけに限らず、環境行政なるものが国民の皆さんの信頼を得る唯一の方法は、やはり得られた情報をきちっと公開して、その情報をもとにどんな判断をなされたか、判断過程までお示しすることは難しい場面もあるかもしれません。そういうことを明らかにしていくことだろうというふうに思いますので、これからも今のお答えどおりに進めていただきたいというふうに思います。

例えば無菌グッズというのがあります。無菌の机とか無菌のボールペンというのがあるかどうか知りませんが、菌のない状態が環境にとつていよい状態だ、人間にとつていよい状態だというような誤解が国民の間にはあります。人間の体には、聞くところによると、うそか本当か知りませんが、細菌ほど細菌がいるそうですけれども、細菌と一緒に住んでいるのが通常な状態ですから、そういう間違った認識も正しながら、環境行政というものを正しく的確に今後とも進めていただきたいということをお願いいたします。

○岡崎トミ子君 よろしくお願ひいたします。

今、議員が、大変前向きに、このP.R.T.R法というのを信頼できる、そして本当に新しい画期的な法律になるようという意味も込めて質問をされましただれども、私も同じようにそういう観点から質問をしていきたいというふうに思つております。

といいますのは、この国会での審議を通してN.G.O.の方がこんな思想を持たれたんです。制度をつくってきた人たちが後ろを見てつくっているから議論が大変後ろ向きばかりではないだろうかということなんです。そして、こんなふうに表現されました。二十一世紀に向けた新しい制度などと思つて議論してきたのに、生まれてきた子供を見たら年寄りの子供だった、こんな感想を持たれたわけなんです。ですから、本当に新しい制度なんだ、画期的な制度になるんだということを認めお答えもいただきたいというふうに思つております。

最初に、目的のことについて触れたいと思いますが、この法案の目的は、「事業者による化学物質の自主的な管理の改善を促進」すること、及び「環境の保全上の支障を未然に防止すること」となっております。衆議院での審議とか先日のこの参議院の参考人質疑を振り返りますと、二つの目的的のうちどちらを重視するかで立場が分かれていますように私は思いました。長官に、まずこの二つの目的の関係をどうとら

○國務大臣(眞鍋賛一君) 岡崎先生の御指摘でござりますが、生まれる子供に大きな期待を寄せる

のはどの親心も同じだと思うわけであります。年寄りの子供を産むなんというような考えは一切ございませんで、前回きに、子供を産めば早く成長してほしい、元気な子であってほしいと願つておられるのがこのP.R.T.R法案でもあるわけあります。その面においてはより一層の御協力をお願いいたします次第であります。

質の自主的な管理を改善することと、環境保全との支障を未然に防止することの二つの目的を有しておるわけであります。事業者による化学物質の自主的な管理の改善の促進を図ることは、環境保全上の支障の未然防止につながる有力な手段であり、これらを一体のものとしてとらえていきたまう、こう考えておる次第であります。

○岡崎トミ子君　自主的な管理を重んじるにかりに、企業が嫌だということについては何もやらないようでは実効性が損なわれますし、法の信頼性

そういうものについてもマイナスになるというふうに思っています。事業者の自主管理の強化を通じてこそ環境保全上の未然防止の目的が達成されるというようなことでは、本当に制度の一面性だけとということになってしまいますので、この制度の設計、運用に当たって自主的な管理の改善を理由に

して未然防止をいささかでも危うくするようなど  
ではないと、ぜひ万全を期していただきたいと思  
います。

いま一度大臣に対して、一般論としてでいいわ  
けなんですけれども、これから審議を重ねる中で  
もつともっと具体的に議論されることになると思  
いますけれども、もう一度、本当にこれが片方だ  
け重視されるということは絶対ないということを  
よろしくうございますね。

○國務大臣(眞鍋賛二君) 先生の御指摘のような  
強い決意を持って事に処していくべきだと思ってお

○岡崎トミ子君 地域住民の知る権利ですとか  
るいは環境リスクの低減、リスクコミュニケーションの推進を目標に盛り込むということで、私はこの法案が積極的で、そして明確な性格を持たせることができたというふうに思うんです。  
例として、このリスクコミュニケーションがどうして盛り込まれなかつたかななどということについてお聞きしたいんですが、このリスクコミュニケーションの促進という文言がないかわりに国民の理解の増進を図る、この規定がありまして、これはリスクコミュニケーションを含んでいるんだ

ということなんですね。  
このリスクコミュニケーションというのは、P  
RTRバイロット事業評価報告書によりますとこ  
んなふうにあります。「化学物質の環境リスクに  
関して幅広い人々が認識をもつことが、化学物質  
の環境保全上適切な管理を進めるために不可欠で  
あるとの考え方に基づき、関連する正確な情報を

行政、事業者、国民、NGO等のすべての関係者が共有しつつ、環境リスクへの認識を深め、また環境リスク管理の進め方について話し合いを進めること。」というふうにあるんです。

「国民の理解の増進」というかたい言葉の中にこれが含まれるということなんですかけれども、どうでしょうか、やっぱり知る権利を明記することとかリスクコミュニケーションの推進を目指に盛り込むとか、具体的にはつきりさせるということが一番わかりやすいんじゃないでしょうか。

○政府委員(岡田康彦君) 本法案におきまして、事業者に対する化学物質管理指針におきまして、「国民の理解の増進に関する事項」を定めておる点、それから、化学物質の管理の状況に関する国民の理解を深める努力を事業者の責務として規定していること等々は先ほどお答え申し上げたところです。



とが最も適当であると考えております。

三つの審議会の意見を聞くことで対象化学物質が幅広く柔軟に選定されるのであればいいのですが、けれども、そうではなくて、審議会の一つでも反対した物質は対象としないことになれば狭い範囲の物質しか対象になりません。ですから、政府案の仕組みでは人の健康と生態系の保護よりも産業が優先されることとなるのではないかとう懸念を覚えます。

○岡崎トミ子君 そこが本当に心配なところなんですね。この三つの審議会の関係で、今合意になるのかあるいは個別に開催するのか、これらを検討されるということだつたんですけれども、私はやはりそれぞれの観点をも生かすのであれば、私は中央環境審議会のみにすべきだと思います。それぞれがきちんと個別に開催してそれなりの結果を出した後に突き合わせて、議論を公開して、外される物質があつたらば納得できる理由が公表されなければいけないというふうに思つります。

もう環境庁長官に最後にお伺いする時間になつてしまつたと思うんですけれども、ほかの審議会、厚生省の方の審議会はやはり人の健康を損なうことがあつてはならないという意味からここは聞いてもいいかなというふうに、百歩譲つてそういうふうに思う面ももちろんあるんですけども、ほかの審議会の拒否権発動というようなことを決して認めることがないよう、環境庁がしっかりと主導もする、そしてほかにも影響を与える。何かがあつても、環境庁が言つている、絶対に中央環境審議会が大事にされる、そういう御決意やはり、今までの審議会といえば専門的な知見を得られる最高の機関であるわけでありますから、各省庁の審議会を通して判断をくだねなきやならないと思っておつたわけでありまして、そういう

ところのメンバーを一ヵ所に集めて中央環境審議会の中で審議できる体制ができれば私は将来的にはいいなと思うわけでありますけれども、今の段階では三省庁にゆだねて意見を集積してもらわなければならぬ、こう思つておるわけであります。先ほど局長の方からもお話をいたしましたように、先々に対してもそういう強い期待を持っていますけれども、今の段階でこういう状態で思つておる次第であります。

○岡崎トミ子君 そういう検討とか努力とかではなくて、やっぱり最後の決意としては、ほかの審議会が反対したからといって入らないというようなことは絶対にない、拒否権発動はないのだということは御決意を最後に本当に一言伺いたいんです。

○國務大臣(眞鍋賛二君) 言葉の結論でなくて、今の段階からそういうふうな状態にしていただきたい。ここはやっぱり各省庁おられるわけでありますから意見をまとめなきやならないわけでありますから、本当はそういう気持ちを出したいわけでありますけれども、この法案を作成し、またこの法案をよりよきものとして育てる上においては今各省庁間の協力が必要であるということを申し上げたわけでありまして、その最終的な結論でやりたまといいう気持ちは変わらないわけであります。

○岡崎トミ子君 ありがとうございました。

○佐藤雄平君 佐藤雄平でございます。

まさに今の長官の言葉どおり、なかなか共管というのには難しいところがあるのかなと思ひながらいました。そんな中で、ちょうどこれは我が県、今聞いていたところであります。

○佐藤雄平君 佐藤雄平でございます。

それらしき記事に実は目が行くようになつてしまひました。そんな中で、ちょうどこれは我が県、このP.R.T.R.法案が上程されてから、おのずと

保安装置事業所、県が立ち入り調査、三年間で六百カ所、排出量管理チエックという記事が載っていました。そういうふうな中で、自治体が昨年、化学物質の適正管理等の条例を決めて既に始まっているときに今まで国がこうしてP.R.T.R法案というのを、ある意味では自治体の方が先行しているのか、国が遅きに失しているのか、そんなことを思いながらも、しかしそれぐらいまた大変な法案でもあるのかな、そんな感じを持つておるところでもあります。

人の生活、社会の中で特に戦後五十二年間いろいろ振り返ってみると、産業経済の活動があり、それが今日の日本の生活、経済をつくっています。その背景となっているのは、ある意味ではまた化学物質も人の生活に大変な貢献をしているのかなと思いながらも、しかしながらその裏には環境の問題、健康の問題もついてきているんだな、そんな思いであります。

人類、世の中を長い目で見てみると、経済活動がこのときは大事であるな、さらにまた、経済活動というのは人の生活、ある意味では快適さ、ある意味では合理的な、こういうふうな追求もあるでしょうし、しかしながら基本的には人が生きていくということに根源があるのかな。そういうふうな意味から申しますと、化学物質で合理的な機能的な生活をしていくこと自体が人の健康にもまた環境にも差しさわりが出てくるということであれば、これは一つの長い歴史の中でのめり張りついが必要であろう。いろいろ聞いている中で、今回の法案はここに至るまで本当に御苦労があったと聞いております。

そういうふうな中で、私は二十一世紀に向けた人の健康を考えたときに、環境庁と通産省が何で共管になるのか、しかも環境庁が中心にパイロット事業をしてきたという経緯を見ても、さらには諸外国では環境庁が中心になつて特定化学物質管理等については行つていているということを聞くと、今日に至るまでどういう経緯があつたか、どううしてもその辺をお尋ねしなきやいけない、そん

なうに思つてゐるところでありますけれども、まことに至るまでの経過等について環境庁、通産省にお尋ねしたいと思ひます。

○政府委員(岡田廉彦君) お答え申し上げます。

本法律案につきましては、昨年九月にまで通産省の化学品審議会が事業者によります化学物質の管理に関する中間報告を出されました。それから、一方、昨年十一月には環境庁の方の中央環境審議会からP.R.T.R制度の導入についての中間答申をいただきました。これらを踏まえまして、両省庁が共同して事業者による化学物質の管理の改善の促進と環境保全上の支障の未然防止を一体とした法案として取りまとめたものであります。

我が国におきましては、P.R.T.Rの実施を通して、事業者による化学物質の管理の改善を促進し環境保全上の支障を未然防止するためには、事業所管省庁の協力を得つつ、環境庁と通産省が中心となってそれぞれの有する知識や能力を合わせることで最も適当であると考えた次第であります。

○政府委員(河野博文君) 長い間共同で作業してまいりましたので、答弁が重複することをお許しいただきたいと思います。

この法案は、P.R.T.R制度にかかわります産業界の自主的な取り組みの実績と環境庁に行われましたバイロット事業の経験、そしてこれらをもとに審議された化学品審議会そして中央環境審議会の報告及び答申を踏まえまして、事業者による化学物質の管理の改善を促進することが環境の保全上の支障を未然に防止することにつながるという考え方に基づいて作成してまいったものでござります。

こうした認識に立ちまして、この法案では化学物質の管理の改善の促進と環境保全上の支障の未然防止の二つを、先ほど来御説明申し上げておりますように、表裏一体の目的といふように設定しているわけでございます。そこで、環境保全行政上に責任を有する環境庁と化学物質の管理に関する通産大臣とが事業所管大臣との協

力を得ながら政府一体となって取り組むということでのこの制度を構想したものでございます。

○佐藤雄平君 取り組んできたことについてはわかりました。しかしながら、この法案ができるから施行していく、そのとき、私はある意味では電が闇の縦割り行政ということを容認するところもあります。

そういうふうな中で、環境庁の与えられた役割、環境庁のなすべきこと、さらにまた通商産業省のなすべきこと、ある意味では相反するところがあるかもわかりません。それは、先ほどの話の中でもそうなんですかとも、いわゆる環境行政、人の健康に影響する行政を先行して、先んじてやつていくというのが環境庁であろうと思うし、また通商産業省はいわゆる産業振興、人の経済活動についての大まさかこれも相まってあるわけであります。そういうふうな中で、今後その事案が都道府県から上がってきたときに、通産省の所管のところに、また環境庁がこれはもつと聞いてみたいなと思うようなことが当然出てくると思います。

そういう中で、いわゆるP.R.T.R.法案を施行していく中で、環境庁と通商産業省の一つの仕事の分け方というか、これはなかなか一緒にと言つても大変なことであろうと思いますし、それぞれの省厅の力点、力の入れどころというのもまたあると思います。そういうふうな中で施行するについても大変なことであろうと思いますし、それぞれの省厅にお伺いしたい。

○政府委員岡田康彦君 本法案の施行に当たりましては、環境庁はもちろん環境保全を所管する立場から、両省庁がそれぞれの知識や能力を生かしつつ制度全体に責任を持って一致協力して取り組んでいこうというふうに考へておられます。

〔委員長退席、理事太田豊秋君着席〕

したがつて、両省庁ではP.R.T.R.の対象物質の選定であるとか、あるいは排出量等の把握、届け出、公表といった制度全般の企画立案に共同で取り組んでまいります。もちろん、その際に全く単純事務を二つでやる必要はないわけでありますから、それぞれの分担ということは考えてまいりました。

出、公表といった制度全般の企画立案に共同で取り組んでまいります。もちろん、その際に全く単純事務を二つでやる必要はないわけでありますから、それぞれの分担ということは考えてまいりました。

純事務を二つでやる必要はないわけでありますから、それが何らかの指針づくりの中で三條二項四号というものが法案の中であります。この中で企画立案を行つ等の役割分担は考へ、効率的な法の運用を図つていただきたいと思いますが、先ほど申上げましたように、要是共同して取り組んでいくことがこの法案の我々が取り組んだところの骨格になつております。

○政府委員(河野博文君) 通産省も今の環境庁の御答弁と全く同じように考えております。

○佐藤雄平君 次に、指針づくりになつてくるわ

か。 例えば健康を害する、先ほどダイオキシンの話も環境ホルモンもありましたけれども、もう具体的に数値を挙げて、これぐらいのペーセントであればそれを特定化学物質ということで指定していくのかなど思いますけれども、これは具体的に数値的なものを挙げながら指針をつくっていくのか。

○政府委員(河野博文君) 通産省も今この環境庁の御答弁と全く同じように考えております。

○佐藤雄平君 次に、指針づくりになつてくるわ

か。 例えば、環境ホルモンの皆さんには環境庁と、先ほどからも聞いておりますけれども、通産省でお互いに協議しながらつくるといふことになりますが、先ほど申し上げましたように、要是共同して取り組んでいくことがこの法案の中でありますけれども、どうも聞くところによると、環境庁はここにまとまることができる

ことになつておりますけれども、どうも聞くところによると、環境庁はここにまとまることができる

ことになつておりますけれども、この三條二項四号に

ついての御説明を願いたいと思います。

○政府委員(河野博文君) この法案におきましては、第三章で「指定化学物質等取扱事業者による情報の提供等」ということでMSDSに関する規定を設けているわけでございますけれども、この

規定を事業者間の取引においてどのように渡していかかといったことを定めるということをございますので、事業者間の取引という点に着目をいたしまして、このMSDSの制度については通産省が中心となつて、もちろん指定物質等々は各省間で連絡調整の上行うわけでございますけれども、具体的な運用については通産省がそういった取引のことであるということで責任を持たせています。

○佐藤雄平君 営業秘密、これもいろいろ出てく

る話かと。資本主義、自由主義経済の中でいろいろ経済活動をやつておりますから、これは何も化

学物質でなくともそういうふうなことがあります。

○佐藤雄平君 営業秘密、これもいろいろ出てく

る話かと。資本主義、自由主義絏済の中でいろいろ経済活動をやつておりますから、これは何も化

でございます。この条文を作成するに際しまして、環境庁とも十分相談をいたしまして、これは国際的にもまた国内の不正競争防止法等の法令によりまして、営業秘密というものがどのような要件を備えている場合に客観的に営業秘密と認定されるものかという点を議論した上で、三つの要件を考慮しております。秘密性あるいは有用性を有するにしたところでございます。

出先の都道府県の部局を指定、指示するのか。それとも、ほとんどの県が環境部というところはあると思うんです。この法案の趣旨からいえば、本當はその自治体の環境部が一括してということの方が私はこの法案の整合性があるのかなと思うんですけども、これについて各都道府県にそれぞれ部局等の指導、指定というようなことをするのかどうか、この件についてお伺いしたい。

○政府委員(河野博文君) 都道府県の内部におきます事務分担がいかがなものになるか、それはそれぞれの都道府県において決定される事項だというふうに考えております。

らどうしようとか、またトンネルの中で渋滞になつたらこれはもう壊滅してしまうんぢやないかと思うような危惧というか怖さを何回か自分自らが感じたことがある。これは皆さんもそんなことの経験があるんぢやないかと思うんです。

せつからくこのP.R.T.R法を今審議しているわけでありますから、これは運輸省の所管であるということは重々承知の上で質問させていただくんですがけれども、せつからくこの法案が今審議されて施行されていくであろうと思はずけれども、そのときに運送等についてやつぱり運輸省に、また担当の局を通しながらもきちっとした特定化学物質の運搬、運送面につづいての留意点と、いうか注意

意義、また第二条第四項の修正の趣旨、この点について、よりポイントを絞った形でお伝えいただければと思います。

○衆議院議員(大口善徳君) まず、今回二条の四項、五条の三項、六条の三項、七条の五項、主にこの条文を修正させていただきました。

まず、二条の四項でござりますけれども、これは指定の化学物質を定める政令について配慮条項の中にはあります。この配慮条項の中に、科学的な知見などとか化学物質の製造とか使用その他の取り扱いについての状況等を踏まえるとともに、化学物質による環境の汚染により生ずる人の健康に係る被害並びに動植物の生息、生育への支障が未然に防

初級實驗項目的四項

るいは専門的な技術的な観点から見てどうしようかのであるかということが判断し得るということです。事業所管大臣というふうに考えていくところであります。

する事業所の存在状況あるいは事業業態、こういった情報につきましては事業所管部局が、また特定の化学物質の排出状況あるいは地域におきます環境の状況については環境部局がそれぞれ知見

こんなことも改めてお願い申し上げておきたいと思います。

いずれにしても、人の生活、それと環境、健康、これはもうそれぞれ相まってている中であります。

止されることとなるよう十分に配慮するものと  
こういうふうに環境影響に対して未然にこれを防  
止するという配慮条項がまずつきました。  
それから、五条の三項におきまして、事業者か  
つゝ語りこなす、おもひだす、おもひだす、おもひだす、

ちなみに、届け出の形態につきましては、衆議院での修正をいただきまして、都道府県知事経由で届け出対応でございますが、営業秘密関係の情報は、請求も含めて直接事業所管大臣という形になりますので、そういう対応をしてまいりたいというふうに考えております。○佐藤雄平君 その点はうんと大事なところであろう、そんなことを思いますので、それぞれまた事業所管大臣等に、両省間の中でもよく今の三つの基準また諸外国等の例を踏まえながら御指導を願

を有しているということは言えると思います。国いたしましては、事業者の届け出義務が着実に履行されることとなるよう、各都道府県において適切に経由窓口を決定していただきことを期待しているところでございまして、具体的に窓口を国が指示するということは考えておりません。

また、法案成立後、事業所管大臣の協力も得ながら環境庁と通産省が中心となりまして都道府県との連絡、連携体制の整備を図つてまいりたいと思つておりますが、リスク管理制度の周知徹底などを

そしてまたある意味では画期的な法案という  
のが事業者、産業界の方から自主的に出してくる  
法案でありますから、これはある意味では評価一  
なきやいけないと思いますけれども、一つの世の  
中の流れ、百年、二百年、五百年、一千年、そ  
ういうふうな大きい流れの中で、今まさに環境  
問題、先ほども脇同僚議員から環境庁が環境省に  
なるということになつて国民の意識というのは非  
常に上がつてゐるわけでありますので、そういう  
ふうな中でそれぞれ両省が協力し合いながら一  
歩長つていただきたい、そんなふうに思ひます。

の届け出は、営業秘密に係る請求がある場合を除き都道府県知事を経由しなければならない、そして都道府県知事はその場合、国にこれを届け出るわけでありますけれども、意見を付すことができるものとするということです。

三番目に、七条の五項でございますけれども、これは都道府県知事が必要があると認めたときは、主務大臣に対し、営業秘密が認められた届け出事項にうち、当該地域、都道府県に係るものについて説明を求めることができるものとする、これが入りました。

今、修正になつた届け出先に今度は各都道府県  
がなつたということで、ある意味では一步前進で  
あるかな、そんな思いもするところでありますけれども、  
また都道府県でもそれぞれ、先ほどの福  
島県の例じやありませんけれども、まちまちのと  
ころもあるのかと、環境行政について。そういう  
ふうな中で届け出を受けるわけでありますけれども、

思っております。また、EPO(特許庁の専門的技術者)の講習会の資料提供ですとか、あるいは都道府県の実務担当者を対象とした講習会などを実施するようになっております。こうした取り組みによりまして、都道府県において事業者による届け出義務の履行の確保などの経由事務を的確に行なうことができるようになります。

○福本潤一君　公明党の福本潤一でございます。  
環境庁長官から、小さく産んで大きく育てる  
など。今回、公明党が修正いたしまして、死産で  
はまずいですから、適度に産んで大きく育てる  
いう形になれば一番望ましいと思うわけでござ  
ますが、私自身もこれよ本会議で質疑させていた  
がら、質問を終わらせていただきます。

そして、附則の三条に、法律の見直しに係る期間を十年を七年にする。それと、六条の三項はこれは事業者から主務大臣に対して化学物質分類名による請求が行われた場合、遅滞なくその請求に係る届け出の内容について都道府県に通知をすることとする、こういうことが主な内容でござります。

○佐藤雄平君 ありがとうございました。

その修正案の中身、前回、大口修正案提出者からだきました。

そして、その中で一条の四項についての趣旨でござりますけれども、これは修正前は非常に純

ているところは農林水産部とか、またその他の化  
学については商工部とか、そういうふうな形の届

私は高速道路に乗っていて、渋滞して前にタンク車の火災になつたローリーの毒物なんというのがもし火災になつた

ら具体的に趣旨説明を聞いたわけでもございませんが、今回修正した中身、修正のポイントとそれ

粹、技術的な事項を掲げていたわけでもございまませんけれども、今回この二条の四項に、さらに本法の

らどうしようとか、またトンネルの中で渋滞になつたらこれはもう壊滅してしまうんじやないか

意義、また第二条第四項の修正の趣旨、この点について、よりポイントを絞った形でお伝えいただ

目的であります人の健康に係る被害並びに動植物の生息あるいは生育への支障を未然に防止する。と、こういうこの法案の目的を盛り込んだ、それによつて科学的知見を早急に高めて、そして指定を未然防止という観点から素早くやっていこうと。いうことが込められておるわけでございます。

○福本潤一君 ポイントを絞つて修正点を言っていただいたわけでございますが、この数点ある修正点の中で、特に一条の四項で、衆議院の審議の中では、先ほどもさまざまなか形で環境ホルモンの問題についてありましたけれども、六十七物質のうちには具体的に数値を挙げて何物質はこの届け出物質になるというようなお答えを伺えたというふうに聞いておりますけれども、こちらでは聞いておりませんので、確認の意味で、何物質を届け出物質にしたかということをお伺いしたいと思います。

○政府委員(岡田康彦君) 政府といたしましては、法第一条第四項の修正の趣旨を重く受けとめておりまして、先ほども御答弁申し上げましたように、試験方法が定まり、内分泌擾乱作用が一定の科学的根拠により確認され次第、速やかにP.R.T.R制度の対象物質に加えたいと考えているところでございます。

一方、環境庁といたしましては、先ほど来御答弁申し上げておりますように、環境ホルモン戦略計画S.P.E.E.D.98におきまして内分泌擾乱作用を持つと疑われている六十七の物質を列挙させていただいておりますが、そのうち二十七物質は現在我が国での生産、使用実態がない物質でござります。一方、先ほども申し上げましたが、十七物質については発がん性や生体毒性などの有害性の観点から、既にパイロット事業で対象としたところの物質でもございます。

それ以外の二十三物質のうちの十七物質につきましては、発がん性など何らかの有害性の評価が行われておりますので、対象物質とするか否かはその有害性の程度により判断し得る物質でござります。

残りの六物質については、科学的知見が不十分でありますので内分泌擾乱作用に関する試験をことなどによりまして、有害性の評価を早急に行なうことが必要であるというふうに考えております。

○福本潤一君 具体的に、内分泌擾乱作用などの有害性が一定の科学的根拠により確認され次第、速やかにP.R.T.R制度の対象物質に加えたいと考えているところであります。

○福本潤一君 具体的に、二十七物質の残りの四十物質のうち二十三物質は発がん性が認められるが、未然防止の観点どいうお言葉もありましたからと、うことで規定されたということでござります。

○福本潤一君 具体的に、二十七物質の残りの四十九件は営業秘密という形でアンケートの希望をますし、まだ知見がそろつてない面はございまが、具体的にどういうふうになるかと、うとにパイロット事業を行つたようですが、そこのときのパイロット事業対象になつた事業者にアンケートをとつたところ、五百六十六件のうち五十九件は営業秘密という形でアンケートの希望を答えておるようですが、先ほどの米国の場合はパーセントにする約〇・〇二%というほどゼロに近い形が営業秘密、カナダでは〇・四四%。日本のパイロット事業にかかわった事業者が言つているのは一〇・四%という形で、大変多くの化物質を営業秘密としたという志向性があるようございます。

オーダー的に言うと、米国と日本のパイロット事業でやつたときは約三オーダー違う。かなり差があるわけございますが、こういう形で具体的にパイロット事業をしていたような状況とは違うかもわかりませんが、営業秘密としたいというものが具体的に出てきたときに、かなりその当事者とそうさせない、そうするという形で出てくると思います。そこらは具体的に法案が通つた後その対応をしていかれるにしても、環境庁として具体的にこの営業秘密を認めるかどうかの対応をどういうふうに考えておられるか。通産省でもよろしくですけれども、お答えいただければと思います。

○政府委員(岡田康彦君) アメリカとカナダにおきましては、それぞれの報告書におきまして営業秘密として取り扱われておる実績が明らかになつております。

アメリカの例で申し上げますと、一九九五年の届け出件数約七万三千件のうち、公表に当たりまして営業秘密の扱いを受けているものは十三件でございました。一方、カナダでは若干制度が違いましたが、届け出施設数千八百十八施設のうちで公示に当たつて営業秘密の扱いを受けている施設が六施設であったと、こういうふうに承知をしてお

ります。

○福本潤一君 米国とカナダを聞かせていただきました。これは、日本で具体的にこの営業秘密、都道府県で説明請求権もあると、うことでござります。

○福本潤一君 具体的にどういうふうになるかと、うとにパイロット事業を行つたようですが、そこのときのパイロット事業対象になつた事業者にアンケートをとつたところ、五百六十六件のうち五十九件は営業秘密をめぐる希望を答えておるようですが、先ほどの米国の場合はパーセントにする約〇・〇二%というほどゼロに近い形が営業秘密、カナダでは〇・四四%。日本のパイロット事業にかかわった事業者が言つているのは一〇・四%という形で、大変多くの化物質を営業秘密としたいう志向性があるようございます。

オーダー的に言うと、米国と日本のパイロット事業でやつたときは約三オーダー違う。かなり差があるわけございますが、こういう形で具体的にパイロット事業をしていたような状況とは違うかもわかりませんが、営業秘密としたいというものが具体的に出てきたときに、かなりその当事者とそうさせない、そうするという形で出てくると思います。そこらは具体的に法案が通つた後その対応をしていかれるにしても、環境庁として具体的にこの営業秘密を認めるかどうかの対応をどういうふうに考えておられるか。通産省でもよろしくですけれども、お答えいただければと思います。

○政府委員(岡田康彦君) パイロット事業に関連した部分について、私どもからお答えしたいと思います。

○政府委員(岡田康彦君) パイロット事業では、そもそもが個別のデータは公表しないという形でやりましたのですか。実は営業秘密であるかどうかと、うことの報告は求められないところあります。もちろん、先生御指摘のようなアンケートの調査はさせていただきました。ただ、そのときアンケートの調査はさせていただきました。ただ、そのときアンケートの調査はさせていただきました。

日本では、所沢のホウレンソウの問題等さまざまに起こりましたけれども、今、国際的にベルギーの事件が起こつております。ベルギーでダイオキシン汚染というものが報道される。そういうときに、ベルギーは先進国でございますので、O.E.C.D.のP.R.T.R制度を早目につくつているだろうと思いますので、ベルギーの事件またベルギーのP.R.T.R制度は現実にどうなつておるのか、これを最初にお伺いさせていただこうと思います。

○政府委員(小野昭雄君) 今回のベルギー産の鶏肉等のダイオキシン汚染事件の経緯についてのお尋ねでございますが、本年五月二十八日、ベルギー政府が同国産の鶏肉及び鶏卵の高濃度のダイ

オキシン汚染を発表いたしまして販売禁止等の措置を講じたものでございます。

厚生省といたしましては、直ちに情報収集に努めますとともに、ベルギー産の鶏肉等につきまして、検疫所及び輸入者に対しまして輸入手続の保留及び販売自粛等の措置を指示あるいは指導したことろでございます。

その後、欧州委員会の発表で、オランダ及びフランスにつきましてもベルギーからダイオキシン汚染の疑いのある飼料等が流通していたことが明らかになりましたことから、六月三日にオランダ及びフランス産の鶏肉等につきましても同様の措置を講じたところでございます。

なお、その後、オランダ及びフランス産の鶏肉等につきましては、両国政府の調査の結果、安全性が確認されましたのでこの措置を解除いたしました。そして、ベルギー産につきましてのみ現在も措置を継続中でございます。

なお、今回の汚染原因についてでございますが、ベルギー政府及び欧州委員会によります調査が行われているわけですが、いまだ全容の解明には至っていないと承知をいたしております。これまで発表された情報をもとにいたしますと、家畜飼料にダイオキシンが混入していたものでございまして、ベルギーのフオグラ社という会社が供給いたしました油脂が何らかの原因でダイオキシンに汚染され、これが各地の飼料メーカーに納入されて家畜飼料の汚染を引き起こしたものというふうに聞いているところでございます。

○政府委員(岡田彦彦君) 後段の御質問についてお答えさせていただきます。

ベルギーではP.R.T.R制度はあるのかという御質問でございました。ベルギーでは、国としてのP.R.T.R制度はございません。ただし、地域レベル、ブランド地方では、一定の操業許可の対象になる事業場が一定の対象物質について大気または水への排出量を地方行政庁に報告する制度がございます。

○福本潤一君 ベルギーは、国としてはなくて州

によつてはあるということでございます。

P.R.T.Rが国として整備されていなかつたからで、適切な運用をお願いしたいと思います。

と同時に、このベルギーの原因はある意味では油脂に混入したダイオキシンということでございまが、この油脂に混入したダイオキシン、日本でカネミ油症事件というのがありました。あれもP.C.B.だとは言わながら、最近の研究ではコブランナP.C.B.ではないか。コブランP.C.B.というこ

とになると現在日本はダイオキシンに入っていますが、議員立法で出している法律が通りますとコブランP.C.B.もダイオキシンという形になつていくと思います。

ですので、このベルギーの事件というものが、政治的には一大臣もある意味では辞職に追い込まれるぐらいの対応になつていつたということになりますと、カネミ油症事件も経験している日本人としては、この事件から教訓はたくさんあるのではないか

うたがつて、この事件の具体的な背景、ダイオキシンといつても、具体的にフランなのかダイオキシンなのかコブランP.C.B.なのかという関係をどういうふうにとらえておられるかというのを最初に伺います。

○政府委員(小野昭雄君) ベルギーの案件につきましては、先ほどお答え申し上げましたとおり原因が解明なり具体的な混入のプロセス、それからどういう種類のものがどの程度入つていいのかといふ点につきまして、まだ十分な情報が得られておりません。現在、解説中というふうに聞いており

以上詳細は現在情報収集中でございます。わかれり次第公表いたしたいというふうに考えております。

○福本潤一君 原因はともあれ、九百五十八ビックラム・パークランのダイオキシンが検出されています。

これは質問で投げておつたわけですが、ダイオキシンは水に溶けないけれども油に溶けるというせんけれども、議員立法で出している法律が通りますとコブランP.C.B.もダイオキシンという形に変なデータだと思います。

それで、このベルギーの事件といふのが、政治的には一大臣もある意味では辞職に追い込まれるぐらいの対応になつていつたということになりますと、カネミ油症事件も経験している日本人としては、この事件から教訓はたくさんあるのではないか

うたがつて、この事件の具体的な背景、ダイオキシンといつても、具体的にフランなのかダイオキシンなのかコブランP.C.B.なのかという関係をどういうふうにとらえておられるかというのを最初に伺います。

○政府委員(小野昭雄君) カネミ油症事件についてでございますが、昭和四十三年十月、西日本を中心広範囲にわたりまして発生いたしました米ぬか油、いわゆるライスオイルによる食中毒の事件でございます。

この事件につきましては、カネミ倉庫株式会社のライスオイルの製造工程で、脱臭のために熱媒体として使用しておりましたP.C.B.がパイプから漏出いたしましてライスオイル中に高濃度に混入したことが原因で発生したものでございます。

なお、原因物質でありますP.C.B.につきましては、その後、化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律第二条第二項に規定されます第一種特定化物質に指定をされまして、その製造等は現在禁止をされているところでございます。

○福本潤一君 P.C.B.は製造中止になつておりますけれども、その残存P.C.B.が多く問題になつておるわけでございます。

いましたので、具体的にこの製造会社、名前も聞いておりますけれども、こういう会社はP.R.T.R法に基づいて届け出して、そのデータが公表されていった状況なのかどうかということはどうでございましょうか。

○政府委員(岡田彦彦君) 実はそこまで十分わかりませんが、先ほども申し上げましたように、ブランド地方では一定の操業許可の対象となる事業場が一定の対象物質について大気または水への排出量を地方行政庁に報告する制度があります。

それで、具体的にこのフオグラ社というのがまさにケントに所在すると聞いておりますので、恐らくその対象地域にはまつておるはずであります。

そこまでは調べてございますが、それ以上のことをついてまだ調べが行つております。

○福本潤一君 油脂会社は日本にも、東京都にも足立区また墨田区にたくさんござりますけれども、特に中小の方ほど、ホウレンソウのときも風評被害という形でありますたけれども、具体的にいや、うちの油脂会社も困つてしましてねと評されるような現実が、日本だけではないんですね。いや、うちの油脂会社も困つてしましてねということで、国際的なニュースが入る途端に影響を受けるような現実が、日本だけではないんですね。いや、うちの油脂会社も困つてしましてねと評されるような現実が、日本だけではないんですね。

それから、ベルギーの事件というのは別に風評被害ではなくて具体的な事例でございますけれども、具体的な事例が起ると必ずそのとばかりしまで言わないので、起るところは起る。所詮のホウレンソウはかなり売れなかつたので大きな問題になりましたけれども、と同時に、これは瀬戸内海で、愛媛県、最初にダイオキシンが焼却炉で検出された県でございますが、研究者はいっぱいおりますから、魚のデータをとつて値を出した。これは風評じゃなくて正確な値、データを地元新聞に公表した。公表した途端に魚が売れなくなつて、そこの川之江のあたりの漁民が大学まで押しかけてきたという、もう一九九二年ごろに起つておるわけです。

ですので、具体的なデータが正しいときにでも売れなくなるということは起るわけです。そうしますと、瀬戸内海のそういう漁業のときでも、それに伴って会社側が原因は何かということで、東予のバルブ製造会社ですけれども、具体的には塩素漂白していたのをエンジして酸素漂白に変えたという形で、具体的に会社側の製造過程を変えるというケースが起つておるわけです。

こういう具体的なデータが公表されたときの付隨的な問題も、民間ですらきちんと対応しているということになると、今度は焼却炉関係も、きつとダイオキシンの正確なデータを出して、その農作物が売れなくなることが起つるわけです。だから、テレビ朝日の報道がミスったということだけじゃなくて、具体的には発生源を変えていかなければいけないというふうな問題が起つてくると思います。

この事態を調べていただいて、今後の日本で起り得ることの教訓に、PRT制度も含めて対応に事態を調べていただいて、今後はPRT制度も含めて対応するときには、分別収集を課してプラスチックを分けて、分別収集、回収して、処分するときにダイオキシン対応になつていいかなあればいけないというふうな問題が起つてます。だから、PRT制度も含めて対応するときも、現在建設中の新しい焼却工場の運営、その稼働状況を勘案しながら改めて対応を検討することとしたというふうに聞いています。それで現場へ行くと、もう物すごいすえたようなない焼却場でそのまま処分していたのが長年続いていたと。所沢よりある意味ではすごいデータが出ておるわけですから、これはおかしいなど。それでは現場へ行くと、もう物すごいすえたようなないがしますので、これは所沢どころじゃない、ものそのまま同じところで焼くというのがあります。

日本の話で、一般焼却炉また産業廃棄物の焼却炉、この業者、また市の経営者等々おります。そういう焼却炉関係の場所はこのPRT制度で届け出業者になるのかならないのか、これを一番最初に日本のケースとしてお伺いしておきたいと思います。

○政府委員(岡田廉彦君) PRTの届け出義務がかかる対象業種といったしましては、法案の第一条第五項第二号に示すように、「事業活動に伴つて付随的に第一種指定化学物質を生成させ、又は排出することが見込まれる者」も対象とする考え方でございます。一般廃棄物や産業廃棄物の処分等を行うことにより対象物質を排出することが見込まれる事業者も含まれると考えております。

これは、最終的にはもちろん政令で指定することでございますが、廃棄物処理業は環境庁のパイ

ロフト事業におきましても対象としたところでございまして、そのようなことも踏まえて、本法案に基づく対象業種として政令指定の検討を行つてまいりたいと考えています。

○福本潤一君 そういう廃棄物処理の業者、または一般焼却場でございますが、市民に分別収集を課してプラスチックを分けて、分別収集、回収して、処分するときにダイオキシン対応になつていいかなあればいけないというふうな問題が起つてます。だから、PRT制度も含めて対応するときも、現在建設中の新しい焼却工場の運営、その稼働状況を勘案しながら改めて対応を検討することとしたというふうに聞いています。それで現場へ行くと、もう物すごいすえたようなないがしますので、これは所沢どころじゃない、ものそのまま同じところで焼くのがあります。

○委員長(松谷哲一郎君) 時間です。

○福本潤一君 同組合におきましては、本年六月二十三日に当面の対応方針を決定いたしまして、これまで分別収集に協力をしてきた市民や市民感情を考慮いたしまして、当面プラスチック類の焼却を中止いたしましたとともに、現在建設中の新しい焼却工場の稼働後、その稼働状況を勘案しながら改めて対応を検討することとしたというふうに聞いています。それでござります。

○委員長(松谷哲一郎君) 簡単に、PRTの対象になるんでしょうか。よろしくお願いします。

○委員長(松谷哲一郎君) 時間です。

○福本潤一君 十一分ですね。

○委員長(松谷哲一郎君) 環境庁長官に、届け出が都道府県に行われるところです。そこで、質問を終わりたいと思います。

○委員長(松谷哲一郎君) お願いします。

焼却炉では難しい。

同時に、あと質問時間も余り多くなくなつたのでできませんが、病院の焼却炉関係もかなりプラスチックが多いということで、対応も含めてPRTの対象になるんでしょうか。よろしくお願いします。

○委員長(松谷哲一郎君) お願いします。

○委員長(松谷哲一郎君) 法案修正によって都道府県がより主体的に参画することになりまして、国と都道府県が連携強化を確保されることになつたと考えておるわけでありまして、この強化策を実現するためには、市町村の判断によって決定されるものでございます。そういうふうに聞いています。それでござります。

○委員長(松谷哲一郎君) いつた焼却をするかどうかにつきまして、柳泉園組合の判断において決定されるものでございます。そういうふうに聞いています。それでござります。

○委員長(松谷哲一郎君) いたしましても、今御指摘のように収集されました廃棄物の処理方法につきまして、地域住民への説明が十分ではなかつたために誤解を生じるというふうなことで、ごみ処理がうまくいかないといったことが生じることがあつてはならないわけでございます。そういう意味での住民の信頼感を損なうことがないように、地域住民に適切に情報提供を行うように東京都を通じて要請してまいりたいと考えております。

○委員長(松谷哲一郎君) ただいまから国土・環境委員会を再開いたします。

○委員長(松谷哲一郎君) 本日、大庭綱子君が委員を辞任され、その補欠として山本正和君が選任されました。

#### 午後一時一分開会

○委員長(松谷哲一郎君) 休憩前に引き続き、特定化物質の環境への排出量の把握等及び管理の委員の異動について御報告いたします。

本日、大庭綱子君が委員を辞任され、その補欠として山本正和君が選任されました。

○委員長(松谷哲一郎君) 休憩前に引き続き、特定化物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律案及び化学物質に係る環境リスク対策の促進に関する法律案の両案を一括して議題とし、質疑を行います。

○岩佐惠美君 まず長官にお伺いしたいと思いますけれども、PRT制度は有害な化学物質の排

出・移動量を減らし、環境への負荷を低減する」とを目指す制度です。OECDのPRTTRの実施に係る理事会勧告は、「潜在的な危害をもつ環境汚染物質の排出・移動量を削減することが、持続可能な開発を達成する基本である」と述べています。さらに、中央環境審議会の中間答申も、有害性がある化学物質による環境への負荷を可能な限り低減すべきであるということを今後の化学物質対策の基本的な方針の第一に掲げています。

ところが、本法案の「目的」は、化学物質の環境への負荷の低減ということではなくて、「事業者による化学会物質の自主的な管理の改善を促進し、環境の保全上の支障を未然に防止すること」となっております。なぜ目的に化学会物質の環境への負荷の低減、これを掲げなかつたのでしょうか。

○國務大臣(真鍋寅一君) 政府案においては、先  
生今御指摘の環境負荷の低減という言葉を用いて  
いないのでありますけれども、これは法文上の表現  
現を検討した結果使わせていただいたわけであり  
まして、環境保全上の支障の未然防止という広い  
概念を採用することとしたからであります。  
○岩佐恵美君 私は、事業者が化学物質の自主的  
な管理の改善をすればその結果として環境が守ら  
れるという、こういう法律の考え方で本当に化  
学物質を低減できるのかということを非常に疑問に  
思ひます。

例えば、有害物質の排出量等の届け先が業所管轄媒体を全般的に見て対策を立てるべき環境庁長官がこれできちんと役割を果たすことができるのだろうか。環境全体を見渡して必要な手立てをするためにも、本来なら届け出先は環境庁長官ところべきだというふうに思うのですけれども、環境庁、いかがですか。

○政府委員(岡田康彦君)　お答えいたします。

臣あてに行う仕組みがよいと考えているところであります。もっとも、修正によりまして届け出を

○岩佐恵美君 届け出先を業所管大臣とする理由について与謝野通産大臣は、届け出を全国統一ルールで行い、集計の迅速かつ効率的な実施を確保する、そういうふうに答弁をしています。

計する、その集計結果を業所管大臣と知事に通知する。そういう非常に回りくどいやり方になつてゐるわけですね。それより知事経由で直接環境庁長官に届け出る方がずっと迅速かつ効率的に実施できるんじやないか、素直に考えるとそう思うん

○政府委員（河野博文君） 環境庁の御答弁と重複いたしますけれども、営業秘密の判断要素は既に

法律上三要素が明記されているわけでござります。この三要素を判断するに当たりまして、その業全体、これは国内全体であると同時に場合によつては国際的な競争環境ということも考慮せざるを得ないと思ひますけれども、こうした競争環境の現実、そしてその中でその技術が持つ競争上の有用性、そしてまたその企業自身がどのように

○政府委員(岡田康彦君) 前段省略させていただ  
きますが、要は前段として申し上げたいことは先  
ほど来と同じことになります。

環境局としては、環境保全上の行政を責任を持って進める立場にござりますので、本法案におきまして通商産業省とともに中心的役割を果して関係する事業所管省庁も含めて政府一体とした取り組みを進めてまいる、その場合も当然リリーダーシップを持つて対応していくかと考えております。

○岩佐恵美君 諸外国では、届け出先と同時に営

業秘密の判断についても環境担当の行政庁が行つております。第三者機関の審査を経て環境庁長官が判断する、これがやっぱり素直な考え方だと思

○政府委員(岡田康彦君) お答え申し上げます。  
事業所管大臣は、企業を取り巻く競争環境であつて、うんすけれども、なぜ環境庁長官でなく業所管大臣になつたのでしょうか。

るとか技術状況等を熟知しているとともに、本制度において第三者的な立場にある行政機関である

○岩佐恵美君 通産省に伺うという予定はなかつたんですけども、通産省として環境庁に任せられない、やっぱり企業秘密については私のところでやらなきゃいけないんだという何か理由があるんでしようか。

○岩佐恵美君 と考へていまして、営業秘密について中立かつ厳格に判断できる能力を有する機関であるため、営業秘密の判断をお願いしようと考へたところであります。

○政府委員(河野博文君) 環境庁の御答弁と重複いたしますけれども、営業秘密の判断要素は既に

法律上三要素が明記されているわけでござります。この三要素を判断するに当たりまして、その業全体、これは国内全体であると同時に場合によつては国際的な競争環境ということも考慮せざるを得ないと思ひますけれども、そうした競争環境の現実、そしてその中でその技術が持つ競争上の有用性、そしてまたその企業自身がどのように

秘密として管理しているか、そういう実態に照らしてこれを判断するのが適当だというふうに考えたわけでございまして、そういう諸要点を考慮いたすには業所管大臣が適切な立場にあるといふ

ふうに考えたところでございます。  
○岩佐惠美君 営業秘密については、要件がきち  
んと法律にも明記をされているわけです。ですか  
ら、そこから外れるというようなことも考えにく  
いわけです。

それで、業界と業所管庁との間ではこれまでも  
いろいろな癒着関係というのが指摘をされていま  
す。

す。例えば、私も現にこの分野で仕事をしたこと

がありますけれども、厚生省薬務局と製薬会社の癒着という、そういう問題等があります。天下りもあるわけです。だから、環境庁で本当に第三者

的に判断が可能であれば、営業秘密の審査の公正さを疑われないためにも私は業所管庁ではない方がいいというふうに思っています。

けれども、データについて一番大事なのは信頼性の問題なんだ、信頼性が高くななければデータが幾ら出されてもこれは役に立たないんだという、そういう趣旨のことを言われた方がかなりおられたんですね。そういう意味で、私は環境庁がきちっとやつていつた方がいいというふうに思うんですねけれども、それでも局長、やっぱりいいやだめだということなんでしょうか。

○政府委員(岡田康彦君)お答え申し上げます。

そういうお考えがあるということは私ども自身も承知しています。だから、そういう議論もありませんと 思います。

ですが、今回我々が考えましたのは、いわば日本型とも言つたらしいんでしようか、関係する省庁みんなに協力をしてもらってPRTTRの制度をつくり、かつ定着させていくという、これは連帶的な取り組みをしていくつという枠組みの中で環境庁と通産省が中心的役割を担つて、こういう構造にしておるということも御理解賜りたいと思います。

○岩佐恵美君 各省庁に協力をいただくというのには、これは当然なければならない話ですけれども、どうもこの法律を読ませていただいた限り、中心にしつかり環境庁が座っていないのが気がかりで仕方がないんです。

次に、通産省伺いたいと思ひますが、先ほどから出でている営業秘密のことです。

与謝野通産大臣も衆議院の本会議で、我が国と同様の判断基準を採用しているアメリカの例を引いて、「一九九五年の届け出数七万三千件のうち、営業秘密に限定されたものはわずか十三件、すなわち〇・〇一八%にすぎず、我が国においても、営業秘密の件数が極端に多くなることはないと考えております。」そういう答弁をしておられました。バイロット事業では一割の事業者が、企業秘密が含まれている、そう答えているわけです。

アメリカの実績とは、午前中の質疑でもありますように三けたの開きがあるということですけれども、日本でも営業秘密の件数ということは間違

いなくアメリカと同様に大体〇・〇一%台におさまるのかどうか、伺いたいと思います。

○政府委員(河野博文君)お答え申し上げます。

制度実施前でございますので具体的な細かい数字までどのくらいになるということを申し上げることはできませんけれども、通産大臣が衆議院において御答弁申し上げましたように、米国の営業秘密の概念といいますか考え方との法律で私どもが提案させていただいております営業秘密の概念は基本的に同じでございます。

そういう意味で、数字が極端にかけ離れるということはないというふうに思つてることを大臣が御答弁申し上げたとおりでございます。

そういう意味で、数字が極端にかけ離れるといふことはないというふうに思つてることを大臣が御答弁申し上げたとおりでございます。

法案では、環境庁長官は説明を求めることがで

きるだけなんです。意見を述べるという規定がないんです。営業秘密の件数が今通産省は大体アメリカ並みだというふうに言われたと思うんですけども、もし極端に多くなった場合など、あるいは何か問題があるなどというふうに思つた場合に、

せめて必要な場合に環境庁長官として、説明を求めるだけじゃなくて、これは再検討していただきたいというふうなことを言つてしかるべきではないかというふうに思つてます。

衆議院の修正で、都道府県知事を経由して届け出こと、そして知事は届け出事項を国に通知する際に意見を付すことができるということになつたわけです。与謝野通産大臣は、地方自治体について、排出量の届け出についての個別事業所に関する法規案では、環境庁長官は説明を求めることがで

きるだけなんです。意見を述べるという規定がないんです。営業秘密の件数が今通産省は大体アメリカ並みだというふうに言われたと思うんですけども、もし極端に多くなった場合など、あるいは何か問題があるなどというふうに思つた場合に、

せめて必要な場合に環境庁長官として、説明を求めるだけじゃなくて、これは再検討していただきたいというふうなことを言つてしかるべきではないかというふうに思つてます。

衆議院の修正で、都道府県知事を経由して届け出こと、そして知事は届け出事項を国に通知する際に意見を付すことができるということになつたわけです。与謝野通産大臣は、地方自治体について、排出量の届け出についての個別事業所に関する法規案では、環境庁長官は説明を求めることがで

きるだけなんです。意見を述べるという規定がないんです。営業秘密の件数が今通産省は大体アメリカ並みだというふうに言われたと思うんですけども、もし極端に多くなった場合など、あるいは何か問題があるなどというふうに思つた場合に、

せめて必要な場合に環境庁長官として、説明を求めるだけじゃなくて、これは再検討していただきたいというふうなことを言つてしかるべきではないかというふうに思つてます。

また、届け出が不備であるというような場合につきま

しておりません。

仮に御心配のようなことがあるとすれば、この制度そのものを中心になって企画、運営していくのは私ども環境庁と通産省でございますので、そこはきちっと制度的に相談をしながらうまく機能するよう自然対応できるものと思つています。

○岩佐恵美君 次に、修正案の提案者に伺いたいと思います。

衆議院の修正で、都道府県知事を経由して届け出こと、そして知事は届け出事項を国に通知する際に意見を付すことができるということになつたわけです。与謝野通産大臣は、地方自治体について、排出量の届け出についての個別事業所に関する法規案では、環境庁長官は説明を求めることがで

きるだけなんです。意見を述べるという規定がないんです。営業秘密の件数が今通産省は大体アメリカ並みだというふうに言われたと思うんですけども、もし極端に多くなった場合など、あるいは何か問題があるなどというふうに思つた場合に、

せめて必要な場合に環境庁長官として、説明を求めるだけじゃなくて、これは再検討していただきたいというふうなことを言つてしかるべきではないかというふうに思つてます。

それでも、都道府県は国と連携を密にしながら、情報交換をしながら、事業者からの問い合わせに対する対応したり、そして届け出をしていない場合は届け出義務がありますよということに注意を喚起したり、あるいは届け出の記載内容のチェック等、こういう指導業務といふものを実行されることが私は期待できる、こう思つております。

また、経由するときには意見を付することができますので、この届け出状況について、履行状況がどうなっているのか、あるいはある企業において届け出がなされた、これが例年より急速に突出しております。与謝野通産大臣は、地方自治体について、排出量の届け出についての個別事業所に関する法規案では、環境庁長官は説明を求めることがで

うふつと思うのですけれども、その点についていかがでしようか。

○政府委員(岡田康彦君) 地方自治体が国が定めますところのすそ切り未満の事業者に対しまして一定の報告を求めるなどの自治事務としての取り組みをすることについていかがか、こういう御質問でございます。

法文上は制限をしておりません。したがって、論理的に言えば形式的に禁止されていないということになりますが、他方、法案がすそ切り要件を設けることとした趣旨や技術的な対応可能性なども十分踏まえていたくことが必要だらうと考えております。

○岩佐恵美君 次に、非点源について。

例えば、東京や大阪などの大都市では自動車の排ガス非常に多い。また港湾がある地域では船舶の寄与度が高い、これはよく知られた事実です。地方では、農薬の使用が多いところもあります。かなり地域的に汚染の差があります。また排出源も違います。各地域で特性をつかむということが環境汚染のリスク対策として重要だと思いま

す。ところが、非点源の排出量についてはデータを都道府県に通知する規定がありません。算出の基礎となつたデータや算出方法などを含めて都道府県への通知を行う、都道府県、市町村レベルでの集計あるいは分析ができるようになるのが望ましいというふうに思いますけれども、その点いかがでしようか。

○政府委員(岡田康彦君) いわゆる非点源からの排出量につきましては、事業者からの登録の届け出を受けたものをファイル化して市町村にお渡しするというような形と同じレベルのものにはならないと思いますが、私どもいたしました、パック事業の経験等をもとに、対象物質ごと、地域ごと等の集計を検討していくかないと考えております。

その集計結果につきましては、届け出義務者の排出量とあわせて環境庁長官及び通商産業大臣が

公表することとしているところでございますので、その際に都道府県等の利用しやすいような工夫をしたいというふうに考えております。

具体的には、非点源からの排出量の算出に使用した統計情報の出典であるとか推計方法などにつけて、それを利用して都道府県等がさらに必要な検討を行うことは可能になるというふうに考えて

ます。

○岩佐恵美君 P.R.T.Rで得られたデータは、市民が化学物質による地域の汚染状況を知り、また

リスク対策に生かされるものでなければならない

と思います。そうすれば、化学物質の低減効果が

上がります。

法案では、開示請求に応じて有料で情報を提供することになつていますけれども、インターネット等で自由にアクセスできるようにすべきだと思います。

アメリカでは、国が公開したデータを環境保護基金などのNGOが加工して、だれでも瞬時に知りたい地域のデータを見られるようにしています。例えば、地図上で地域を指定すれば事業所の一覧が示され、指定した事業所から排出されている環境汚染物質の種類と量、推移がすぐわかる、煙突やバルブ、排水や土壤など、排出経路別の量も示されているわけです。日本でもこのよう

なことができるようになるのでしょうか。

○政府委員(岡田康彦君) 私どもが今考えていま

すのは、もちろん業種別、地域別等に集計されたデータについては公表する、それから個別事業所

のデータについても開示請求の手続を通じてだれでも入手できることになる、こういうことを考えております。

さらに、仮に入手をした方がそのデータをどう使うかということについては、集計データについても個別データについても特段の法律上何ら制約、制限があるわけではございません。

○岩佐恵美君 環境汚染物質のリスク対策、これ

同で取り組むべき課題だと思います。P.R.T.Rも同じです。対象物質や対象業種の選定、営業秘密を保護する場合の条件、情報公開の方法などについて、市民、NGOも参加して共同で合意を形成していくべきだと思います。

国民やNGOなどの意見あるいは審議会以外の専門家の意見をどう反映させるのか。仮に、指定を要求する意見があつたそいう物質を指定しなかつた場合、その物質の有害性等について検討したことになりますが、もちろん政令で物質を定めるといつてすべて公表するのでしょうか。

○政府委員(岡田康彦君) 午前中もお答え申し上げましたが、もちろん政令で物質を定めるといつてなるわけでございますが、それに先立ちまして

専門家の意見を伺う、それからいわゆるパブリックコメント手続に関する閣議決定を受けまして、対象物質や対象事業者を選定する際に専門家を含めた国民からの意見や情報を考慮して意思決定を行うことになると考へます。

その際に、今の具体的なお話の中で、例えば意見があつたけれども対象物質とならなかつたといふような場合にどうかというお話をございま

す。個々のものについてどうかということについてはございますが、政府の考え方を取りまとめておきます。

うふうに思います。

いずれにしても、この法律が本当に国民全体のものとしてうまく機能していく、そのことを真剣に考へていただきたいというふうに思ひます。

が、最後に長官のお考へを伺いたいと思います。

○国務大臣(眞鍋賛二君) 事業者がみずから化

物質の排出量を把握し、自主的に管理の改善を図ることや、国民の化学物質に関する理解を増進することとは極めて重要なことであると考へております。

環境庁としては、P.R.T.Rによって得られたデータを集計、そしてまた公表することや、化学物質に関するデータベースを整備しその利用を促進すること、環境教育等を通じて国民の理解を増進することなどによって、化学物質に関する情報公開に積極的に取り組んでいきたいと思っております。

○岩佐恵美君 時間なので終わりますけれども、

今の答弁は従来型の答弁なんです。私がいろいろと提案したことには余り真っ正面に答えていただ

いていいのですけれども、きょうは時間です

ので、これで終わりたいと思います。

○山本正和君 環境委員会で今度の法案をずっと審議されておられるのを私もよろしく勉強させていただきました、本当に委員長以下の委員の皆様

入つて質問したいと思っているんですが、消費者ができるだけ化学物質を使つていないものをといふことを基本にすれば、低化学物質の商品が普及して、結果として化学物質の総量が低減される、そういう効果が期待できると思うんです。

いずれにしても、化学物質を減らしていくためには、事業者にだけ任せることではなくて、消費者との連携協力が欠かせないと想います。そのためにも、正確な情報を迅速に消費者に提供する必要があります。

専門家の意見をどう反映させるのか。仮に、指定を要求する意見があつたそいう物質を指定しなかつた場合、その物質の有害性等について検討したことになりますが、もちろん政令で物質を定めるといつてすべて公表するのでしょうか。

○政府委員(岡田康彦君) 午前中もお答え申し上げましたが、もちろん政令で物質を定めるといつてなるわけでございますが、それに先立ちまして

専門家の意見を伺う、それからいわゆるパブリックコメント手続に関する閣議決定を受けまして、対象物質や対象事業者を選定する際に専門家を含めた国民からの意見や情報を考慮して意思決定を行うことになると考へます。

その際に、今の具体的なお話の中で、例えば意見があつたけれども対象物質とならなかつたといふような場合にどうかというお話をございま

す。個々のものについてどうかということについてはございますが、政府の考え方を取りまとめておきます。

うふうに思います。

いずれにしても、この法律が本当に国民全体のものとしてうまく機能していく、そのことを真剣に考へていただきたいというふうに思ひます。

が、最後に長官のお考へを伺いたいと思います。

○国務大臣(眞鍋賛二君) 事業者がみずから化

物質の排出量を把握し、自主的に管理の改善を図ることや、国民の化学物質に関する理解を増進することとは極めて重要なことであると考へております。

環境庁としては、P.R.T.Rによって得られたデータを集計、そしてまた公表することや、化学物質に関するデータベースを整備しその利用を促進すること、環境教育等を通じて国民の理解を増進することなどによって、化学物質に関する情報公開に積極的に取り組んでいきたいと思っております。

○岩佐恵美君 時間なので終わりますけれども、

今の答弁は従来型の答弁なんです。私がいろいろと提案したことには余り真っ正面に答えていただ

いていいのですけれども、きょうは時間です

ので、これで終わりたいと思います。

の大変な御努力に心から敬意を表したいと思いま  
す。

また、環境庁の悲願と言つたらしかれますけれども、前から取り組んでおつたものがやつと政策案として出てきた。これもなかなか大変なことだつたろうと思いますし、どうしても業界等のいろんな利害がありますから、その中でこの法案をつくるについての御苦労も大変多かつただらうと思います。しかし、ここまで來た。ですから流れとしては私はいいことだというふうに思つておりますが、まだやつぱり足りない部分といいましょうか、今後ぜひ御検討いただきたいという観点から、我が党からもひとつそういう形で修正案を出しておりますので、締めて質問をさせていただきます。

ちよどとその前に環境庁のPRTC-Rといふのは正確な英語で直訳するどころか、聞かせてください。

○政府委員(岡田康彦君) ポリユータント・リース・アンド・トランスファー・レジスター、いわば化学物質なりの排出・移動登録と申し上げたらよいかと思いますが、要は排出と申しますのは大気中だつたり空氣中に排出すること、それからトランスファーは移動、ごみならごみとして外に出されること、そうしたものを見録していただけ仕組みだと、こういうふうに考えております。

○山本正和君 実は、私も昭和二十四年から十年間ほど高等学校の化学の教員をしておつたものですから、化学物質化学物質というとみんなもう犯罪人みたいに言われるのですが、ちょっと自分としては余り納得できないんですね。化学物質というのとは本来表現がおかしいので、この世の中のありとあらゆるものはみんな化学物質なんです。原子と原子の組み合わせで生まれたものをみんな化学物質と言いうのですから、簡単に言えば、何か日本語の使い方がどうも余り気に食わないのです。今のポリユータント・リリース・アンド・トランスファー・レジスターですか、これの訳で、も、もう少し国民みんながわかりやすい日本語で

詫せないものだろうか。要するに、人間が生きていく上で、生きていくのに妨げとなるさまざまなもの質、こういうものが出てくることをどういうふうに制御し抑えて、そしてそういうものが出てないようにならんと登録する、登録するというかこれをちゃんと監視する、そういうい言葉を本当は環境庁も考えていただいたらいのじやないか、こう思います。ちょっと感想だけ申し上げておいて。

この法案の中で、ただ私が心配しますのは、私の教えた子がもう大学院や医者にも大分なつていて、偉そうな顔をして、大病院の院長もおるんですが、そいつが来たらたばこを吸いまくるんです、同窓会で。おまえ、医者のくせになんだとこう言つたら、先生、私はいつも言うんだと。大体たばこを吸つてけしからぬけしからぬとみんな言われるけれども、おまえ車に乗つているだらう、おまえ自分の自家用車を持つてゐるだらう、自家用車で一発エンジンをかけてあつとやつたらどれぐらい人間への有害物質を出すか知つてゐるかと、こうやっていつもやるんだと言うんです。それぐらい今の文明社会の中では、人体あるいは環境にさまざまな悪影響を与えるのを我々はつくつてゐるわけです。そういう意味で言つたら、本当の話はもつとそういうこと全体をみんなが考えるような格好での法案の説明というか、これがぜひ必要だろう、こういうふうに思います。

ただ、我が党から出しておるのは、政府案に比べて、さらにそういうさまざまないわゆる有害物質、化学物質ではない有害物質に対して、これを何とか未然防止したいという意図からこの法案をつくつた、こういうふうに言つておるのですが、清水議員にひとつその未然防止という観点についてこれが政府案とどこが違つておるのか、御説明願いたいと思います。

○委員以外の議員(清水澄子君) 現在大量に出回つております化学物質の安全性を明らかにしていくということには極めて長い時間がかかり、そして有害性が判明した物質に対する従来の手法で

は被害の未然防止を図ることはできません。例えば、化学物質の内分泌擾乱作用いわゆる環境ホルモン作用は、多くの調査研究の結果が示されではおりますものの、科学的にはまだ未解明なものが多く、調査研究が必要な分野でござります。しかし、科学的に環境ホルモン作用が確認されたときには、その物質は既に環境中に大量に排出、蓄積され、回収できない状況に至つており、その被害は非常に甚大となるおそれがござい

知らないという中で出てくる。例えば今のは、汚染をし、人体に有害である、あるいは環境に対して非常に悪影響を及ぼすというふうな化学物質、こういう表現だけれども、どうもその化学物質と言わられるのが私は頭に来るだけれども、そういうものをいすれにしてもさまざまな形で調べた、あるいは実験した、そういうふうな経過を含めて公開する。

要するに、企業はいろんな物をつくっていく。

この法案の中で、たたかれたがる心配しますのは、私が教えた子がもう大学院や医者にも大分なつていて、偉そうな顔をして、大病院の院長もおるんですが、そいつが来たらばこを吸いまくるんです、同窓会で。おまえ、医者のくせになんだとこう言つたら、先生、私はいつも言つんだと。大体たばこを吸つてけしからぬけしからぬとみんな言われるけれども、おまえ車に乗つているだろう、おまえ自分の自家用車を持つてゐるだろう、自家用車で一発エンジンをかけてあつとやつたらどれぐらい人間への有害物質を出すか知つてゐるかと、こうやつていつもやるんだと言うんです。それぐらい今の文明社会の中では、人体あるいは環境にさまざまな悪影響を与えるものを我々はつくつてゐるわけです。そういう意味で言つたら、本当の話はもつとそういうこと全体をみんなが考えるような格好での法案の説明というか、これがぜひ必要だらう、こういうふうに思います。

そこで、民主党案では、OECDなどの国際原則にのつとりまして、潜在的に有害性の疑いがあるものを含む広範な化学物質を対象として、人の健康や生態系への被害の未然防止の観点から環境

例えば、DDTなどといったら昔は、戦争に負け日本じゅうがノミとシラミだけのときに大変に喜ばれました。私らもDDTを頭からかぶって、そうしたらこれがどんでもない有害物質だというのが後で出てくるわけです。

そういうふうにいろんなものが出でてきたときには有用だということで使われるわけですから、それをどうするかということでいつた場合には、きっとそういうものをこうやつてつくづくましまよというデータの公開があつたら何か起きたときにはすぐわかる、こういうふうに思うんです。

そういう意味で、一体どういうふうにそういうものを管理していくか、またその情報をどういうふうにきちっと押さえていくか、この辺が政府案と社民入党で違っているのならばそこのところを説明してください。

○委員以外の議員(清水澄子君) もちろん、このPRTTR法というのはやはり情報の公開であると

リスク対策を促進することといたしました。さらに、国民の知る権利に資する公表制度といなしておりまして、社会全体で正確な情報を共有して、相互に意思の疎通を図る環境リスクコミュニケーションの促進のための措置を規定したところでございます。

○山本正和君 説明をもう少しあわかりやすく国民の皆さんにはやつていただきたいと思いますが、いずれにしても、今の現代文明の中ではさまざまなおがつくられる、その中からいろいろな有害物質が出てくる。そういうものを、ただし、それでは一番危険なことは何かといったらみんな知らない。

思います。しかし、現実に今法律の中では、やはり政府案では科学的知見とか有害性が判明した化学物質だけに対象を限つておりますし、それからそういう意味では被害の未然防止の観点からはやつぱり有害性の疑いがあるという化学物質も対象とすることが必要だと考へておるわけです。ですから、当然環境ホルモンにつきましても、そのおそれがある化学物質も私どもの案では明記をしておるわけです。

しかし、午前中からの政府の御答弁を伺つていましても、環境ホルモンについてもやはり科学的知見の確立を急ぎます、そして環境ホルモン作用

が科学的に明らかになつたら対象として加えますと答弁をされているわけですけれども、先ほど申し上げたように、それが明らかになつてからでは遅過ぎると思います。ですから、やはり環境ホルモン作用が疑われる段階から柔軟に対応できる仕組みが大事なんだと思います。

そして、さらに政府案では、相当広範な地域の環境において継続してそういう有害性が認められるときの化学物質というふうに限定をしておりますが、環境リスクを減らすためには局所的に存在する段階から把握する必要があると思います。また、局所的であつても、その地域の人々や生態系にとつてはまさにそれは差し迫つたリスクでありますから、このような地域限定をついている法律というのはやはり問題があると思います。

ですから、社民党案は当然このような地域限定はつけておらない。それは、やっぱり被害の未然防止という観点から、早く情報を知つて、そして早く対応するということに力点を置いております。ですから、政府案では当初想定されます対象化學物質の数は二百から三百という御答弁がありますけれども、社民党案では四百から六百程度になると考えております。これは、六百五十物質を対象としておりますアメリカと同じ水準でございまして、社民党は、政府案のように初めから間口を狭めておくというのではなくて、幅広い意見を反映していく、そういう対象物質を定めるやり方をここに提案をしております。

○山本正和君 有害性が判明したというのが政府案で、清水案は有害性の疑いがあるということとこれまで含めよう、こういう違いだということです。そこで政府の方にお聞きしたいのは、有害性が判明したという基準をつくるについては大変これほども、考え方として、さまざまな報告がなされると、その報告の中で、例えばこういう危険なことは、苦労が多いだろうと思います。その辺のこととは、これは細かいことは聞かないでいいんですけども、これは細かいことは聞かないでいいんですけれども、考え方として、さまざま

○政府委員(岡田康彦君) 端的に申して、人の健  
康への有害性は動物実験等による慢性毒性や発が  
ん性などの結果等により、また動植物の成育等に  
係る有害性につきましては魚などの生態系毒性試  
験結果等により有害性があることが科学的根拠に  
より確認されれば、その物質の環境中の存在状況  
と人の健康等への悪影響との間の因果関係の判明状  
況の程度を問わず、幅広くとらえて対象物質と選定す  
ることとしたいと考えております。  
もう一点だけつけ加えさせていただきますと、  
私どもの法案におきましても、人の健康を損なう  
おそれまたは動植物の生息もしくは成育に支障を  
及ぼすおそれがあるものと規定しておりますので、  
発がん性であるとか生殖毒性であるとか慢性毒性  
であるとか、あるいは知見が確立されれば内分泌  
機能乱作用であるとか等々の性状を広く対象とし得  
るものとなつておると考えております。  
○山本正和君 要は、政府の方は、この判明した  
ということについての判断をするに当たっての行  
政の姿勢が非常に重要だう思うんです。そのことは  
辺のこととは今後の運用の中では、仮に我が党の案  
が通つてくれたら一番いいんだけども、通らな  
くて政府案で実施されるについても、そのことは  
十分ひとつ行政の責任としてさらに積極的な取り  
組みをするようにこれは要望しておきたいと思いま  
す。  
清水先生にもう少し質問しておきたいのは、  
やっぱり地方自治体の役割です。要するに、さま  
ざまなものが起るのは地方で全部起るわけだ  
から、まず地方自治体にそれについての責任を持  
たせよう、こういう格好で法案が成つているよ  
うですけれども、それについてもうちょっと説明

○委員以外の議員(清水澤子君) 化学物質に対する国民の不安は、ダイオキシン問題にあらわれておりましたように、やはりまず地域において顕在化してまいります。ですから、化学物質が人の健康や生態系にどのように影響を与えるかについては、やはり地域ごとの特性を考慮していくことが非常に必要だと思います。また、事業者が正しく届け出を確保したり、または非製造業を含む中小の事業所、または家庭とか車等の非点源からの排出量等をきめ細かく把握するために、国が一元的に対応することには限界があると思うわけです。

そこで、社民党案では、地域の実情に最も詳しく述べ、また化学物質の環境リスクからその地域の住民の健康やまた生態系を守ることは都道府県の固有の役割でもありますことから、都道府県知事を中心とする制度としております。

さらに、P.T.R.は人の健康や生態系に対する被害を未然に防止する制度でありまして、決して事業者を指導監督するものではありません。ですから、国においては環境庁長官が一元的に所管することとしておりまして、都道府県でも環境部局が担当することを想定しております。既に導入されている諸外国でも、当然のこととして環境省等が所管をしております。政府案のように、業所管大臣が主務大臣として届け出の受理や営業秘密の判断を行うということは、これは情報の流れや事務処理が非常に煩雑になるのみならず、チエック・アンド・バランスの観点から大いに問題があり、制度に対する信頼を損なうものだというふうに考えております。

○山本正和君 それから、製品の成分表示の問題です。これが政府案と違うんだ、こういう形で、いつつ法がつくられている。これはヨーロッパでもアメリカでも製品の成分表示というのはほとんど常識化されていると私は思うんです。

今度の政府案と社民党案との違いで、なぜそこが片方は全面表示という形になつたのか、その辺

消費者にとりましては、日常使つていいことには入つてゐるんですが、この制度は事業者に物質を移動したときにその情報とすけれども、消費者には届くシステムだけです。

消費者にとりましては、日常使つていいことにはみずから健康と安全にござることはありますし、それを知ることはやむを得ません。ただ、そういう権利だと思うわけです。また、そういうことによつて、消費者が自分の使つた物質を選択することができますし、その製品を廃棄するときにどのようないか要的なかということをやっぱり判断できます。

製品に表示をすることによって消費者を高めることと、それから事業者がよりいい製品の開発を促していくという、その効果があるという考え方から、製品へ努力づけたわけでございます。

名　政府案と著しく相矛盾する、反するないと私は思います。

つだけ環境庁長官に御要望だけ申し上げますから、この法案が成立後もさうこの国が安全で住みやすい国になるための力を、また法案に対するさまざまなる体制をつくつていただくことを要望いたします。

見がありましたら、一言お願ひいたし

いただけないかと。先ほど来、小さく産んで大きく育てると言つたんですから、小さく産んで健全に育てるというような形での法案の処理に当たつてしまいりたいと思います。

いずれにいたしましても、人の健康そしてまた我々の平和や安心をかち取る意味において、この法案が有用な法案として活用されんことを望んでおるわけであります。

○奥村展三君 今回のこの法案に対しましては、国民の皆さん方の関心も非常に高うございます。化学物質の管理あるいは環境の保全という観点から、いろんなところで私もよく聞かれるわけであります。

同僚議員から既に幾つか重複する質問も出ておるわけでござりますが、ダイオキシン等もそうであります。私は真鍋長官に十六日にもお伺いをして、それ以前に総理から、今後環境庁から環境省になるわけでございますが、そうした流れの中に化学物質だとかダイオキシンだとかいろんな問題があつて、環境省ができるときには内容もそしてまた組織もあるものを何としても充実していただきたい。そんな思いから質問させていただい

ます。省にふさわしい体制を整えていきたいというよう御答弁いただきました。長官も再三いろいろなところで組織の充実、あるいはまた体制等についても御答弁をなされ、お考の発表もなされておるわけでございます。

たまたまでございますが、きのうも行政改革の中央省庁再編の中で質問をさせていただきました。具体的に、今何人の省庁でスタートだというふうなことはなかなか総理も御答弁ができなかつたようであります。しかし、私も海外の例を出したり、韓国は今千六百人ぐらいの組織でおやりでございますが、せめてもそれぐらいの組織にしてはいかがですかと意見を述べながら申し上げたわけであります。

今回のこの法案にしましても、いろいろと審議させていただく流れの中で新しい省としてのスタートを切られるわけでありますから、ぜひこう

いうような法案と同時に中身も充実をしてほしいなどいう願いでいっぱいであります。長官所見をここでもう一度お伺いさせていただきたいと思ひます。

○國務大臣(真鍋賢一君) 奥村先生には環境行政に対する御理解を深めていただき、いろんなところ御質問、応援をいたいでおることに感謝申しあげます。

中央省庁の再編成の中で環境省に昇格するわけでありますから、その前提を踏まえながら対処してまいりたいと思っておるわけであります。

例えば、国立環境研究所の専門研究者を増員しよつと思つても、新規採用というのはほとんどないわけでありますから、それらをどのようにして確保するかということで他省庁との融通をしてこなけりやならないと思つておるわけであります。

できれば、環境省に昇格した折にはもう環境マンでずっと継続して仕事をやっていくんだという概を持つた人たちを環境省としては採用したい、こう思つておるわけであります。生活環境審議会は厚生省、化学品審議会は通商産業省等でござりますが、この意見を聞かなければならぬとあります。この三審議会で意見がまとまるのかどうか、ちょっと不安な感じがするわけですが、一本化するか、あるいは国会を通す必要がないだろうか、そんな思いであります。

そして、審議会からだけではなくて、多くの国民の意見を聞く必要はないのかというようなことについてちょっと私は不安を持っておりますので、お聞かせをいただきたいと思います。

○政府委員(岡田康彦君) お答え申し上げます。

対象物質の選定につきましては、制度運営上重要な事項でござりますので、幅広い分野の専門

りまして、ひとつより一層の御支援をお願いいたしたいと思う次第であります。

○奥村展三君 長官が今希望、思いを述べられたあります。できてしまつてから、立ち上がりながら充実をさせていくというのは大変至難なことであります。いろんな場合もそうであります。それまでにしっかりと基盤をおつくりいただきて、真鍋長官のときにぜひリーダーシップをとつていただきて、立派な省になつてスター

トを切つていただけることを大きく期待させていただきたいと思います。

それで、重複しているところもござりますので、簡単に聞きをいたしたいと思います。

対象物質の選定についてでございますが、中央環境審議会は環境庁でございます。生活環境審議会は厚生省、化学品審議会は通商産業省等でござりますが、この意見を聞かなければならぬとあります。この三審議会で意見がまとまるのかどうか、ちょっと不安な感じがするわけですが、一本化するか、あるいは国会を通す必要がないだろうか、そんな思いであります。

そして、審議会からだけではなくて、多くの国民の意見を聞く必要はないのかというようなことについてちょっと私は不安を持っておりますので、お聞かせをいただきたいと思います。

○政府委員(岡田康彦君) お答え申し上げます。

対象物質の選定につきましては、制度運営上重

せんし、また政府が恣意的に選定し得るものでもないというふうに考えております。

なお、審議の効率的な運用あるいはさまざまな科学的な知見を一堂に会することの効果といふことを考えてまいりたいというふうに考えております。

それから、先ほど来お答え申し上げていますが、本年三月二十三日に閣議決定されましたいわゆるパブリックコメント手続に従いまして、広く国民、N.G.O.、あるいは産業界、学識経験者等の意見を踏まえ、最終的に政府全体として対象物質を判断する考え方でございます。

○奥村展三君 今お述べをいただきましたように、ぜひ連携をとりながらしっかりと審議会そして、開催することなどの工夫についても関係省庁ともよく相談してまいりたいというふうに考えております。

今、参議院では地方分権等いろいろ審議をいたしましたが、ぜひとも連携をとりながらしっかりと審議をいたしましたが、先ほども出ておりましたが、營業秘密についていろいろと都道府県知事等を経由して主務大臣に届け出ることにて、ただくようにお願いしておきたいと思います。

今、参議院では地方分権等いろいろ審議をいたしましたが、ぜひとも連携をとりながらしっかりと審議をいたしましたが、先ほども出ておりましたが、營業秘密についていろいろと都道府県知事等を経由して主務大臣に届け出ることにて、ただくようにお願いしておきたいと思います。

○政府委員(岡田康彦君) お答え申し上げます。

対象物質の選定につきましては、制度運営上重要な事項でござりますので、幅広い分野の専門的、技術的な識見を得るため、今先生御指摘のように三審議会の意見を聞くことと法案上もさせていただいているところでございます。

これらの審議会は、いずれも化学物質による環境の汚染により生ずる人の健康に係る被害や動植物の生息、生育への支障を未然に防止するという法文上明記されておりますところの共通の基本認識のもとで物質選定を審議することになつておりますので、技術的に細部の意見が相違することはあり得るかもしませんけれども、指定が困難になるような根本的な相違が生ずるとは考えられません。

ただ、一般的に考えてみますと、各業種に属する事業所の存在状況だと事業実態というの

業所管部局が強いと思いまし、また特定の化学物質の排出状況であるとか地域における環境の状況については環境部局が当然それは知見を有している、こんなふうに思いまして、その辺につきましては適切に各都道府県において経由窓口を決定していただこうことを期待しておるところでございまして、具体的に窓口を国が指示することは考えていらないところでございます。

○奥村展三君 まず指示は考えていないということがあります、混乱が起きないようにせひそこの調整をやはり環境庁がおやりになることが大変大事であろうと思います。

次に、情報公開についてお伺いをいたしたいと存想院の方で附帯決議もなされているようですが、今回のこのP.R.T.R制度の意義を考えますと、国民がそれをお互いに情報をエックし合うこと、そしてまた企業等につきましては報告の義務ということがあるわけですが、コストをできるだけ下げるといいますか、かからぬようになりますことが大事ではないかと思うわけでございます。

すべての対象物質を開示請求した場合、非常に手数料がかかるかもわからないという不安をよく聞くんですが、アメリカやイギリスのように低料金で何とかこれが提供されることが望ましいと思うんですけれども、すべての対象物質を請求した場合どのくらいかかるのか、試算なされていたらお聞かせをいただきたいと思うんですね。

○政府委員(岡田康彦君) 今直ちにすべての対象物質のデータを必要とする方に対しても開示の際の手数料がどうなるかということについての試算をしてはございません。ございませんが、もともと情報公開法と同様に、郵送代や封筒代等の実費範囲内で徴収することが妥当だと考えておりますので、その範囲内での費用負担を求めることがしていいわけでございます。いずれにしましても、政令の策定段階で検討していくことになりますが、可能な限り開示請求者にとって利便性が高

く負担のかからないものにしていただきたいというふうに考えております。

いずれにしましても、手数料が対象物質のデータに比例するというようなことはならないと思っておりません。したがって、仮に御指摘のようないすべての対象物質のデータを必要とする者がございました場合にも、余り過剰な負担を強いることなく開示請求にこたえることができるようになると考えております。

○奥村展三君 金額がどれだけがいいかはわかりません。私は、すべての対象物質のデータをおとりになる請求を出されても、やっぱり一万円以内ぐらいでおさめられるのがいいのではないかなどお進めいただければというふうに思います。

冒頭にも、真鍋長官にもいろいろ今後の環境省のあり方についてもお伺いをいたしました。国民の最大関心事でもござります現在のこの問題等につきましてもしっかりと議論をしながら、この法案がすべてのこれから環境行政に大きく寄与できますことを思い、質問を終わらせていただきま

す。

ありがとうございました。

○島袋宗康君 ようやくこの特定化学物質の環境への排出量規制問題で議論することができます、遅きに失したというふうな感じもありますけれども、環境庁が本当に真剣に取り組んでいたおかげでこういったものが今法案として提出されています。

○政府委員(岡田康彦君) 沖縄に於ては第一次産業が非常に乏しいためにむしろこういった化学物質が出る工場等企業は非常に少ないんですけれども、いわゆる政府案では米軍基地やその関連をすることはございません。ございませんが、もともと情報公開法と同様に、郵送代や封筒代等の実費を適用除外されるものとは考えておりませんが、一

方、我が国の法令の適用について国際法上の議論があることも事実でございます。

国際法にかかわる極めて外交的な問題でありますので、環境庁といたしましては本法案の適用関係について外交当局と連絡をとつてまいりたいと考えております。

○島袋宗康君 今連絡をとつてやるというふうなことで非常に抽象的なことでありますけれども、こと九条による届け出られた排出量以外の排出量の算出の対象になるのかどうか、その辺について再度御質問させていただきます。

○政府委員(岡田康彦君) この点につきましても、米軍基地への本法案の適用の問題でありますので、先ほど申し上げましたように国際法にも絡むということで極めて外交的な問題でありますので、外交当局と連絡をとつて調整してまいりたいと考えております。

○島袋宗康君 それでは、自治体で条例を定めて独自に届け出の対象にできるのかどうか、その辺についてはお考えになつてあるのかどうか、お伺いします。

○政府委員(岡田康彦君) 自治体の条例により独自に、例えば今のお話ですと米軍基地からの排出について届け出をするあるいは排出量の算出をするということだと思います。この点につきましても、申しわけございませんが現在私の方でお答えできることは、外交当局と連絡を取り合つて調整をしてまいりたいということにとどめさせていただかざるを得ないと考えております。

○島袋宗康君 沖縄に於ては第一次産業が非常

に乏しいためにむしろこういった化学物質が出る工場等企業は非常に少ないんです。ただ私が心配しているのは、米軍基地の問題について真剣に取り組んでいただきたいということは、ごくきのう、きょうの問題でありますけれども、読谷村のいわゆる嘉手納弾薬庫の一部返還がされるわけではありませんけれども、そこに六箇クロムが発見され、除去したというふうな防衛施設の説明がなされているのですけれども、地主の側からするとどうか、その辺をまずはお伺いしておきたいと思いま

たのかどうかというようなことを非常に心配され、実は防衛施設の関係でありますけれども、非常にトラブルが今起きているわけです。

御承知のように恩納通信所が返還されまして、その浄化槽の中にP.C.B等の有害物質がドラム缶七百本も放出された。今その処理の方法がないのですから、恩納分屯地にドラム缶がずっと保管されてそのままになっているわけです。

だから、そういうふうなことで、返還された米軍基地でこのように非常に汚染された物質が現在も発生しているというふうな状況からすると、これは防衛施設だけで手に負えない話じやないか。やっぱりふだんからそういう環境問題について真剣に取り組んでもらわないと大変なことになるんじゃないかなと思う。御承知のように、嘉手納飛行場の中においても、池を掘つてP.C.Bがそこに埋められていたというような情報もあるわけです。そういうふうなことで、沖縄では今環境問題で住民が非常に困つてゐるわけです。だから、もつともつとこういった米軍基地に対する外交的な問題も絡んでおりますけれども、真剣に取り組んでもらいたいなというふうに思いました。

御承知のように、自衛隊もあるわけですから、基地に対する取り組みについては自衛隊も含めて、自衛隊は我が国の軍隊ですから外交上は問題なく解決できると思いますけれども、そういうもうろもろのことについて、沖縄の立場からすると環境問題というのは非常に重要な認識していただきまして、ぜひそのことを真剣に、解決の方針、糸口を見出して、そして地方自治体にある程度権限を移譲した形でそれを管理あるいは監視していくようなることまで含めてやっていかなければなりません。本当に基地内の問題については、返還された後からとんでもない物質が検出されるというふうな状況では、これは後追い的なことになりますので、私としては意見として申し上げておきたいというふうに思います。

それで、先ほども申し上げましたけれども、地方自治体は住民の健康や地域の生態系を守るために重要な役割を果たしております。地方分権を踏まえ、このP.R.T.Rでも自治体が主体的な役割を果たせるような仕組みに持っていくべきじゃないか、自治体が権限を持つようにすべきであるといふうに私は考えるわけありますけれども、社民党案では都道府県知事が制度運用の主体となつて行わることになつておりますけれども、社民党はこの修正についてどうお考えになっているか。

○委員以外の議員(清水澄子君) この修正で都道府県知事が関与することになつたという点は、一步前進として非常に評価をしております。しかし、対象化学物質の枠は別に広がつてはいられないわけです。そして、私は、未然防止が入つたわけですから、対象物質の枠にそれをきちんとあらわしていくことをぜひ御努力いただきたいと思います。

そして、制度といたしましては、まず第一に、都道府県知事の権限が明文化されておりません。都道府県知事が届け出の受理、公表を行うこととしております。そしてさらに、知事は正確な届け出を確保するための報告徴収も行える旨を規定しております。

第二点は、都道府県の担当部局が明らかでないということです。今も御説明がありましたが、それは県ごとに決めるところもありますが、届け出先が主務大臣となつているために、都道府県の窓口では商工部局とか厚生部局とか農林部局というように、これはもうほとんど縦割りになる可能性があります。これでは、環境保全のために地域に根差した取り組みをしてきた都道府県の環境部局がその役割を十分に果たせない、せっかくの制度が生きないという可能性があると思います。

第三に、営業秘密にかかる届け出は直接主務

大臣が受理することとなつております。営業秘密の判断も主務大臣が行うことには変わりがないことであります。したがつて、社民党案のように、都道府県では環境部局、国では環境庁が担当することをはつきりさせるべきであると考えております。

○島袋宗康君 環境庁長官は五月二十六日の本会議で、「修正により、都道府県がより主体的に制度運営に参画することになりました。」「届け出のない事業者への指導や記載ミスの書きかえの指導など、届け出義務履行の確保に責任を持っていただくことを期待しております。」というふうな答弁をされております。しかし、法案では届け出義務履行の確保について都道府県に権限を全く与えられていない。

○國務大臣(眞鍋賢二君) 法案作成時におきましたが、関係省庁とし合わせをいたしまして、衆議院で答弁させていただいたような法案であったのかどうか、その辺について御説明願いたいと思います。

では、関係省庁とし合わせをいたしまして、衆議院で答弁させていただいたような法案であったのかどうか、その辺について御説明願いたいと思います。

正されたわけであります。その後、衆議院におきまして修正されたわけではありません。私は、修正された意見は真摯に受けとめてそれを遵守してまいらないかならないと思っておりました。その後、衆議院におきまして修正されることにつけておるわけでありまして、この改定であります。その後、衆議院におきまして修正されたわけであります。その後、衆議院におきまして修正されることにつけておるわけでありまして、この改定であります。

有害性が判明してから対処するという従来の規制手法では、これだけ何万という多くの化学物質が存在するときにはもうそれでは追いつかないとおきましては必須だと考えております。また、科学的知見に基づくリスクコミュニケーションを実施する上でも不可欠ではないかというふうに考えている次第であります。

○島袋宗康君 社民案に倣つて、有害性の疑いがある化学物質も明確に対象とすべきであると思います。

そこで、衆議院における指定化学物質の政令の配慮事項の修正により、指定化学物質の定義の範囲内ではあるが、未然防止の観点が發揮されたと考へます。また附帯決議では、「いわゆる環境ホルモンの取扱いについては、人の健康及び生態系への重大な影響を与える可能性にかんがみ、内外の動向等を踏まえて迅速かつ適切に対処すること。」とされております。

そこで、環境ホルモンに迅速かつ適切に対処するためには、環境庁のSPEED 98、環境ホルモン戦略計画に示された六十七物質も、もちろんSPEED 98でも今後の調査研究の過程でさらにふえていくことが予想されるとなつてることを踏まえ、新たに知見が得られた物質もP.R.T.R.の対象としていくと理解していいのかどうか、その辺についてお伺いしたいと思います。

○島袋宗康君 社民案の対象化学物質の考え方などのようなものであるか、政府案とはどう違うのか、御説明をしていただきたいと思います。

○委員以外の議員(清水澄子君) 先ほどからいろいろ答弁いたしましたけれども、国民の九割近くがダイオキシンや環境ホルモンなどの化学物質に対しても不安を抱いているという結果が出ております。私たちも、まずこのような国民の不安にこたえる義務があると思うわけです。

○政府委員(岡田康彦君) 私どもの方の法案におきましては、環境保全上の支障の未然防止を図る観点から、人の健康等との因果関係がたとえ不明確な場合でも、人の健康等への有害性が確認されれば、環境中に広く存在していると考えられる物質について幅広くとらえて対象に選定することとしているところでございます。

なお、有害性についていろいろお話をあるわけですが、有害性が確認された物質を対象とすることにつきましては、これは罰則により担保される物質を事業者に課する本法案のP.R.T.R.におきましては必須だと考えております。また、科学的知見に基づくリスクコミュニケーションを実施する上でも不可欠ではないかというふうに考えている次第であります。

○島袋宗康君 社民案に倣つて、有害性の疑いがある化学物質も明確に対象とすべきであると思います。

そこで、衆議院における指定化学物質の政令の配慮事項の修正により、指定化学物質の定義の範囲内ではあるが、未然防止の観点が発揮されたと考へます。また附帯決議では、「いわゆる環境ホルモンの取扱いについては、人の健康及び生態系への重大な影響を与える可能性にかんがみ、内外の動向等を踏まえて迅速かつ適切に対処すること。」とされております。

そこで、環境ホルモンに迅速かつ適切に対処するためには、環境庁のSPEED 98、環境ホルモン戦略計画に示された六十七物質も、もちろんSPEED 98でも今後の調査研究の過程でさらにふえていくことが予想されるとなつてることを踏まえ、新たに知見が得られた物質もP.R.T.R.の対象としていくと理解していいのかどうか、その辺についてお伺いしたいと思います。

○政府委員(岡田康彦君) いわゆる環境ホルモンにつきましては、現在、内分泌攪乱作用の試験方法の早期確立に向けて関係省庁が協力してOECDを中心として行われていますところの国際的に統一された試験方法の開発に積極的に貢献していることにつきましては、午前中來の答弁で何度か申し上げておきますと、この問題がござります。政府としては、試験方法が定まりまして内分泌攪乱作用が一定の科学的な根拠により認められ次第、速やかにPRTTR制度の対象物質に加えたいと考えておられます。

環境庁といたしましては、先生御指摘のSPE E D 98で掲げました六十七物質の検討を優先したいと考えておりますが、内分泌攪乱作用に関する試験方法が定まればそれ以外の物質についても順次試験を広げてまいりたいと考えております。

○島袋宗慶君 もう時間がないですから、あと一点で質問を終わりたいと思います。

政府案では、指定化学生物質の政令の制定または改正の立案に当たってはあらかじめ三審議会、環境庁中央環境審議会、通産省化学品審議会、厚生省生活環境審議会の意見を聞くことになっているが、法案十八条の政令指定が審議会、業界主導となるおそれが高く、第十八条は極めて問題である。諸外国では、試験方法などの専門家が議論する一方で、どの範囲の物質を対象にするかは市民が参加して議論している。幅広い物質が対象となるよう、政令指定が機動的かつオープンに行われるような手続を設定すべきではないか。

以上、お伺いします。

○政府委員(岡田康彦君) 先ほど来お答え申し上げておりますが、三審議会の審議及びその内容につきましては基本的に公開でなされると考えておりますし、さらに本年二月二十三日に閣議決定されまし、たいわゆるパブリックコメント手続に従いまして、広く国民、N G O 、産業界、学識経験者等の意見を踏まえ、最終的に政府全体として対象物質を判断してまいる考えでございます。

○島袋宗慶君 終わります。

○委員長(松谷善一郎君) 本日の審査はこの程度にとどめ、これにて散会いたします。

午後二時三十五分散会

六月十一日本委員会に左の案件が付託された。

一、気象事業の整備拡充に関する請願(第一二五四号)

一、不況打開、国民本位の公共事業と建設行政の民主的転換に関する請願(第一二六七七号)(第一二七二六号)(第二八〇一号)(第二八〇二号)(第二八〇三号)(第一八〇四号)(第二八〇五号)(第二八〇六号)(第二八〇七号)(第二八〇八号)(第二八〇九号)(第一八〇〇号)(第一八一一号)(第一八一六号)(第二八一七号)(第二八六三号)(第一八六四号)(第二八六五五号)(第一八六六号)(第二八六七号)(第二八九四号)(第一八九五号)(第二八九六号)

一、気象事業の整備拡充に関する請願(第二九六〇号)

一、不況打開、国民本位の公共事業と建設行政の民主的転換に関する請願(第三〇三七号)(第三二一八号)

一、公営住宅に関する請願(第三二一九号)

一、気象事業の整備拡充に関する請願(第三二八九号)

一、不況打開、国民本位の公共事業と建設行政の民主的転換に関する請願(第三二九〇号)(第三二九四号)

第一二六五四号 平成十一年五月二十八日受理

気象事業の整備拡充に関する請願

請願者 大阪府寝屋川市黒原旭町四ノ三  
紹介議員 山下 芳生君  
この請願の趣旨は、第一七五七号と同じである。

第一二六七七号 平成十一年五月二十八日受理

的転換に関する請願　請願者　埼玉県秩父市大字黒谷三四四ノ一　紹介議員　藤井　俊男君　この請願の趣旨は、第二三二三号と同じである。

第二七二六号　平成十一年五月二十八日受理  
不況打開、国民本位の公共事業と建設行政の民主的転換に関する請願　請願者　奈良県橿原市五条野町七三九ノ一　西岡由博外二百四十二名　紹介議員　吉田　之久君　この請願の趣旨は、第二三二三号と同じである。

第二八〇一号　平成十一年五月三十一日受理  
不況打開、国民本位の公共事業と建設行政の民主的転換に関する請願　請願者　群馬県吾妻郡吾妻町大字原町二二五九〇　田村貴美外千九百五十四名　紹介議員　角田　義一君　この請願の趣旨は、第二三二三号と同じである。

第二八〇二号　平成十一年五月三十一日受理  
不況打開、国民本位の公共事業と建設行政の民主的転換に関する請願　請願者　福島県いわき市小名浜字燈籠原一ノ一六　和田敏子外千百五十六名　紹介議員　笠井　亮君　この請願の趣旨は、第二三二三号と同じである。

第二八〇三号　平成十一年五月三十一日受理  
不況打開、国民本位の公共事業と建設行政の民主的転換に関する請願　請願者　新潟県長岡市高見一ノ二ノ九　池田義一外二百四十九名　紹介議員　市田　忠義君　この請願の趣旨は、第二三二三号と同じである。

第一二八〇四号 平成十一年五月三十一日受理  
不況打開、國民本位の公共事業と建設行政の民主的転換に関する請願

請願者 福井県大飯郡高浜町若宮四ノ二四  
紹介議員 荒木博外二百三十九名

この請願の趣旨は、第二二三二三号と同じである。

第二二八〇五号 平成十一年五月三十一日受理  
不況打開、國民本位の公共事業と建設行政の民主的転換に関する請願

請願者 奈良県磯城郡田原本町保津一三ノ一二 高鷗伸重外二百四十九名  
紹介議員 吉岡 古典君

この請願の趣旨は、第二二三二三号と同じである。

第二二八〇六号 平成十一年五月三十一日受理  
不況打開、國民本位の公共事業と建設行政の民主的転換に関する請願

請願者 大阪府池田市満寿美町八ノ一〇ノ二 相知義心外二百四十九名  
紹介議員 山下 芳生君

この請願の趣旨は、第二二三二三号と同じである。

第二二八〇七号 平成十一年五月三十一日受理  
不況打開、國民本位の公共事業と建設行政の民主的転換に関する請願

請願者 秋田県鹿角市花輪字大川添四三ノ八 佐藤忠義外四百九十九名  
紹介議員 岩佐 恵美君

この請願の趣旨は、第二二三二三号と同じである。

第二二八〇八号 平成十一年五月三十一日受理  
不況打開、國民本位の公共事業と建設行政の民主的転換に関する請願

請願者 兵庫県西宮市松園町一〇ノ二四ノ二二〇一 西谷利文外二百四十九名  
紹介議員 池田 幹幸君

この請願の趣旨は、第二二三二三号と同じである。

第一八〇九号 平成十一年五月三十一日受理  
不況打開、國民本位の公共事業と建設行政の民主的転換に関する請願

請願者 広島県尾道市向東町一一、七四八  
ノ一八 岡田藤宗外二百四十九名

この請願の趣旨は、第二三二三号と同じである。

第一八一〇号 平成十一年五月三十一日受理  
不況打開、國民本位の公共事業と建設行政の民主的転換に関する請願

請願者 高知市百石町一ノ六〇二三、長田  
勝則外八百九十二名

この請願の趣旨は、第二三二三号と同じである。

第一八一二号 平成十一年五月三十一日受理  
不況打開、國民本位の公共事業と建設行政の民主的転換に関する請願

請願者 大阪府岸和田市野田町三ノ三〇一  
三 堺武史外二百四十九名

この請願の趣旨は、第二三二三号と同じである。

第一八一一号 平成十一年五月三十一日受理  
不況打開、國民本位の公共事業と建設行政の民主的転換に関する請願

請願者 宮本 岳志君  
紹介議員 田村 公平君

この請願の趣旨は、第二三二三号と同じである。

第一八一一号 平成十一年五月三十一日受理  
不況打開、國民本位の公共事業と建設行政の民主的転換に関する請願

請願者 大阪府岸和田市野田町三ノ三〇一  
三 堺武史外二百四十九名

この請願の趣旨は、第二三二三号と同じである。

第一八一六号 平成十一年五月三十一日受理  
不況打開、國民本位の公共事業と建設行政の民主的転換に関する請願

請願者 三重県南牟婁郡紀宝町成川一、〇  
六〇ノ八 加知也外九百九十九名

この請願の趣旨は、第二三二三号と同じである。

第一八一六号 平成十一年五月三十一日受理  
不況打開、國民本位の公共事業と建設行政の民主的転換に関する請願

請願者 小泉 親司君  
紹介議員 小泉 親司君

この請願の趣旨は、第二三二三号と同じである。

第一八一七号 平成十一年五月三十一日受理  
不況打開、國民本位の公共事業と建設行政の民主的転換に関する請願

請願者 兵庫県明石市立石二ノ一ノ四九  
林田守外九百九十九名

この請願の趣旨は、第二三二三号と同じである。

第一八六三号 平成十一年六月一日受理  
不況打開、國民本位の公共事業と建設行政の民主的転換に関する請願

請願者 井上 美代君  
紹介議員 井上 美代君

この請願の趣旨は、第二三二三号と同じである。

第一八六三号 平成十一年六月一日受理  
不況打開、國民本位の公共事業と建設行政の民主的転換に関する請願

請願者 長野県上田市中野二〇一ノ一一二  
鎌倉克仁外千七百四十九名

この請願の趣旨は、第二三二三号と同じである。

第一八六四号 平成十一年六月一日受理  
不況打開、國民本位の公共事業と建設行政の民主的転換に関する請願

請願者 千三百五十三名  
富山市町村二二〇 山崎義文外二  
十九名

この請願の趣旨は、第二三二三号と同じである。

第一八六四号 平成十一年六月一日受理  
不況打開、國民本位の公共事業と建設行政の民主的転換に関する請願

請願者 立木 洋君  
紹介議員 立木 洋君

この請願の趣旨は、第二三二三号と同じである。

第一八九五号 平成十一年六月一日受理  
不況打開、國民本位の公共事業と建設行政の民主的転換に関する請願

請願者 埼玉県大宮市指扇一、八八四ノ四  
五 土佐信一外二百三十三名

この請願の趣旨は、第二三二三号と同じである。

第一八九五号 平成十一年六月一日受理  
不況打開、國民本位の公共事業と建設行政の民主的転換に関する請願

請願者 小泉 親司君  
紹介議員 小泉 親司君

この請願の趣旨は、第二三二三号と同じである。

第一八九六号 平成十一年六月一日受理  
不況打開、國民本位の公共事業と建設行政の民主的転換に関する請願

請願者 長野市三輪二ノ二二ノ五ノ三〇六  
平尾健治外九百九十九名

この請願の趣旨は、第二三二三号と同じである。

第一八九六号 平成十一年六月一日受理  
不況打開、國民本位の公共事業と建設行政の民主的転換に関する請願

請願者 今井 澄君  
紹介議員 今井 澄君

この請願の趣旨は、第二三二三号と同じである。

第一八九六号 平成十一年六月一日受理  
不況打開、國民本位の公共事業と建設行政の民主的転換に関する請願

請願者 一 石田勉外千三百二十五名  
部正人外百十七名

この請願の趣旨は、第二三二三号と同じである。

第一八九六号 平成十一年六月一日受理  
不況打開、國民本位の公共事業と建設行政の民主的転換に関する請願

請願者 吉岡 吉典君  
紹介議員 吉岡 吉典君

この請願の趣旨は、第二三二三号と同じである。

第一八九六号 平成十一年六月一日受理  
不況打開、國民本位の公共事業と建設行政の民主的転換に関する請願

請願者 井伊澤正徳外一万四千八百五  
十六名

この請願の趣旨は、第二三二三号と同じである。

第一三二二八号 平成十一年六月四日受理  
不況打開、國民本位の公共事業と建設行政の民主的転換に関する請願

請願者 本孝外九百九十九名  
二〇一 川瀬泰幸外九百六十八名

紹介議員 日下部禪代子君  
昭次君

この請願の趣旨は、第二三二三号と同じである。

第一三二二八号 平成十一年六月四日受理  
不況打開、國民本位の公共事業と建設行政の民主的転換に関する請願

請願者 久保 亘君  
鹿児島市明和四ノ一〇ノ三 下村  
栄二外千九百九十九名

紹介議員 久保 亘君

この請願の趣旨は、第二三二三号と同じである。

第一三二二九号 平成十一年六月四日受理  
公営住宅に関する請願

請願者 東京都小平市小川西町二ノ七ノ二  
〇九 斎藤正徳外一万四千八百五  
十六名

紹介議員 岩佐 恵美君

この請願の趣旨は、第二四五五号と同じである。

第一三二二九号 平成十一年六月四日受理  
氣象事業の整備拡充に関する請願

請願者 北海道稚内市富岡五ノ四ノ四 今  
井仁外六千二百一十六名

紹介議員 小川 勝也君

この請願の趣旨は、第一七五七号と同じである。

第一三二九〇号 平成十一年六月四日受理  
不況打開、國民本位の公共事業と建設行政の民主的転換に関する請願

請願者 横須賀市梁川町二野袋庭渡一  
六三ノ一 遠藤ユキ子外九百九  
九名

紹介議員 沢 たまき君

この請願の趣旨は、第二三二三号と同じである。

第一三〇三七号 平成十一年六月三日受理  
不況打開、國民本位の公共事業と建設行政の民主

的転換に関する請願

請願者 第三三九四号 平成十一年六月四日受理

不況打開、國民本位の公共事業と建設行政の民主

的転換に関する請願

請願者 第三三九四号 平成十一年六月四日受理

不況打開、國民本位の公共事業と建設行政の民主

的転換に関する請願

請願者 第三三九四号 平成十一年六月四日受理

不況打開、國民本位の公共事業と建設行政の民主

的転換に関する請願



|                                       |  |                    |
|---------------------------------------|--|--------------------|
| 紹介議員 照屋 寛徳君<br>この請願の趣旨は、第二三二三号と同じである。 | 不況打開、国民本位の公共事業と建設行政の民主的転換に関する請願<br>請願者 静岡県島田市阿知ケ谷一六九ノ六<br>岩間登外五万七千五百二十名    | 第三四九四号 平成十一年六月八日受理 |
| 紹介議員 宮本 岳志君<br>この請願の趣旨は、第二三二三号と同じである。 | 氣象事業の整備拡充に関する請願<br>請願者 宮城県栗原郡栗駒町栗原西沢一五<br>吉尾秀一外九百九十九名                      | 第三五二九号 平成十一年六月九日受理 |
| 紹介議員 岡崎トミ子君<br>この請願の趣旨は、第一七五七号と同じである。 | 不況打開、国民本位の公共事業と建設行政の民主的転換に関する請願<br>請願者 仙台市宮城野区宮城野二ノ三ノ二<br>ノ三一 加藤美香外三百八十三名  | 第三五三〇号 平成十一年六月九日受理 |
| 紹介議員 岡崎トミ子君<br>この請願の趣旨は、第二三二三号と同じである。 | 不況打開、国民本位の公共事業と建設行政の民主的転換に関する請願<br>請願者 大阪府大東市北条一ノ一八ノ一〇<br>玉元大揮外九百九十九名      | 第三五六六号 平成十一年六月九日受理 |
| 紹介議員 山本 正和君<br>この請願の趣旨は、第二三二三号と同じである。 | 不況打開、国民本位の公共事業と建設行政の民主的転換に関する請願<br>請願者 新潟市坂井九一九ノ三 平田秀夫<br>外六百八十八名          | 第三六〇七号 平成十一年六月九日受理 |
| 紹介議員 島袋 宗康君<br>この請願の趣旨は、第二三二三号と同じである。 | 不況打開、国民本位の公共事業と建設行政の民主的転換に関する請願<br>請願者 青森市浜田字玉川二四九ノ二五<br>外館誠外四百七十六名        | 第三六七〇号 平成十一年六月十日受理 |
| 紹介議員 山崎 力君<br>この請願の趣旨は、第二三二三号と同じである。  | 不況打開、国民本位の公共事業と建設行政の民主的転換に関する請願<br>請願者 長野県松本市岡田下岡田一、四二<br>高橋良子外九百九十九名      | 第三六七一号 平成十一年六月十日受理 |
| 紹介議員 朝日 俊弘君<br>この請願の趣旨は、第二三二三号と同じである。 | 不況打開、国民本位の公共事業と建設行政の民主的転換に関する請願<br>請願者 京都市伏見区向島立河原町三七ノ<br>四 川島敏治外八百七十四名    | 第三六九〇号 平成十一年六月十日受理 |
| 紹介議員 小山 峰男君<br>この請願の趣旨は、第二三二三号と同じである。 | 不況打開、国民本位の公共事業と建設行政の民主的転換に関する請願<br>請願者 愛知県安城市安城町秋葉西四ノ三<br>一 夏目大造外九百九十九名    | 第三七三二号 平成十一年六月十日受理 |
| 紹介議員 八田ひろ子君<br>この請願の趣旨は、第二三二三号と同じである。 | 不況打開、国民本位の公共事業と建設行政の民主的転換に関する請願<br>請願者 宮城県本吉郡本吉町馬籠町七二<br>大江賢宏外九百九十九名       | 第三七三三号 平成十一年六月十日受理 |
| 紹介議員 岩崎トミ子君<br>この請願の趣旨は、第二三二三号と同じである。 | 不況打開、国民本位の公共事業と建設行政の民主的転換に関する請願<br>請願者 岩崎トミ子君                              | 第三六九五号 平成十一年六月十日受理 |
| 紹介議員 照屋 寛徳君<br>この請願の趣旨は、第一〇七三号と同じである。 | 不況打開、国民本位の公共事業と建設行政の民主的転換に関する請願<br>請願者 北海道余市郡余市町黒川町一〇<br>一 越田ハルエ外九百九十九名    | 第三六八八号 平成十一年六月十日受理 |
| 紹介議員 筆坂 秀世君<br>この請願の趣旨は、第二三二三号と同じである。 | 不況打開、国民本位の公共事業と建設行政の民主的転換に関する請願<br>請願者 宮城県塙竈市北浜四ノ六ノ二五<br>小高涼子外六百三十五名       | 第三六九九号 平成十一年六月十日受理 |
| 紹介議員 谷本 婦君<br>この請願の趣旨は、第二三二三号と同じである。  | 不況打開、国民本位の公共事業と建設行政の民主的転換に関する請願<br>請願者 広島県大竹市本町二ノ一三ノ一二<br>和田実生外八千八百五十八名    | 第三七〇〇号 平成十一年六月十日受理 |
| 紹介議員 山下八洲夫君<br>この請願の趣旨は、第二三二三号と同じである。 | 不況打開、国民本位の公共事業と建設行政の民主的転換に関する請願<br>請願者 宮城県登米郡中田町石森字町八<br>高橋良子外九百九十九名       | 第三七一〇号 平成十一年六月十日受理 |
| 紹介議員 岩崎トミ子君<br>この請願の趣旨は、第一七五七号と同じである。 | 不況打開、国民本位の公共事業と建設行政の民主的転換に関する請願<br>請願者 長野県松本市岡田下岡田一、四二<br>八ノ五 小幡正樹外二百四十九名  | 第三七一九号 平成十一年六月十日受理 |
| 紹介議員 富樺 練三君<br>この請願の趣旨は、第二三二三号と同じである。 | 不況打開、国民本位の公共事業と建設行政の民主的転換に関する請願<br>請願者 大江賢宏外九百九十九名                         | 第三七二〇号 平成十一年六月十日受理 |
| 紹介議員 照屋 寛徳君<br>この請願の趣旨は、第一〇七三号と同じである。 | 不況打開、国民本位の公共事業と建設行政の民主的転換に関する請願<br>請願者 東京都世田谷区桜上水三ノ二ノ一<br>三ノ二〇一 増子由美外八百九十一 | 第三七三号 平成十一年六月九日受理  |

不況打開、国民本位の公共事業と建設行政の民主的転換に関する請願

請願者 八瀬古妃登美外四百九十九名

紹介議員 木俣 佳丈君

この請願の趣旨は、第二三二二三号と同じである。

第三七七四号 平成十一年六月十日受理  
不況打開、国民本位の公共事業と建設行政の民主的転換に関する請願

請願者 長野県飯田市上郷黒田五、八八二  
大平欣五外六百四十六名

紹介議員 北澤 俊美君

この請願の趣旨は、第二三二二三号と同じである。

第三七八一号 平成十一年六月十日受理  
気象事業の整備拡充に関する請願

請願者 大阪市淀川区十八条三ノ一七ノ二  
一 加々美勝外千二百三十三名

紹介議員 大沢 辰美君

この請願の趣旨は、第一七五七号と同じである。

第三七九二号 平成十一年六月十日受理  
不況打開、国民本位の公共事業と建設行政の民主的転換に関する請願

請願者 北海道苦小牧市木場町二ノ二ノ五  
高橋文彦外二百四十九名

紹介議員 福島 瑞穂君

この請願の趣旨は、第二三二二三号と同じである。

第三八八四号 平成十一年六月十日受理  
不況打開、国民本位の公共事業と建設行政の民主的転換に関する請願

請願者 横浜市鶴見区鶴見中央三ノ二八ノ  
三一 佐藤元樹外二百四十九名

紹介議員 千葉 景子君

この請願の趣旨は、第二三二二三号と同じである。

平成十一年七月八日印刷

平成十一年七月九日發行

參議院事務局

印刷者 大藏省印刷局